

(案)

柏崎市地域防災計画 (地震・津波災害対策編)

令和8（2026）年 月修正

新旧対照表

第一編 地震災害対策編 第1章 総則

修正前	修正後	修正理由
<p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 相互協力体制の推進 災害により、市単独では対応が困難となることが予想されることから、国、県及び関係機関との協力連携体制の充実を図るとともに、近隣市町村、県外市町村と災害時相互応援協定を締結し、広域的な対策が可能となるよう体制の整備を推進するものとする。<u>(追加)</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策 <u>(追加)</u> 避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>(11)～(14) (略)</p>	<p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 相互協力体制の推進 災害により、市単独では対応が困難となることが予想されることから、国、県及び関係機関との協力連携体制の充実を図るとともに、近隣市町村、県外市町村と災害時相互応援協定を締結し、広域的な対策が可能となるよう体制の整備を推進するものとする。<u>また、県、市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策 <u>新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u></p> <p>(11)～(14) (略)</p>	県地域防災計画に合わせた修正
<p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 各機関等の責務 (1) 市 市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産の保護、<u>及び</u>被災者の救済・支援等の応急対策全般を迅速かつ的確に実施するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得ながら地震防災活動を実施する。<u>(追加)</u> 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。 男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。 なお、本計画において消防本部とは消防本部及び署を表し、消防機関とは、消防本部、署及び消防団を表す。</p>	<p>第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 各機関等の責務 (1) 市 市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産<u>をの</u>保護し、<u>及び</u>被災者の救済・支援等の応急対策全般を迅速かつ的確に実施するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得ながら地震防災活動を実施する。<u>なお、その実施に当たっては地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等にあわせて努めることとする。</u> 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。 男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参</p>	語句の修正 県地域防災計画に合わせた修正

修正前	修正後	修正理由																				
<p>3 各機関の事務又は業務の内容</p> <p>表 一部抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定公共機関 <u>東日本電信電話株式会社</u>新潟支店 <u>(追加)</u> ・その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 <u>柏崎農業協同組合</u> <u>中越農業共済組合</u> <u>酪農にいがた農業協同組合柏崎支所</u> <u>柏崎市指定排水設備組合</u> <u>北条商工会</u> <u>西山町商工会</u> <u>高柳町商工会</u> 	<p>画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。 なお、本計画において消防本部とは消防本部及び署を表し、消防機関とは、消防本部、署及び消防団を表す。</p> <p>3 各機関の事務又は業務の内容</p> <p>表 一部抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定公共機関 <u>NTT東日本株式会社</u><u>東日本電信電話株式会社</u>新潟支店 <u>新潟県歯科衛生士会</u> 業務内容：<u>災害時の口腔ケア等に関すること</u> ・その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 <u>えちご中越農業協同組合</u><u>柏崎農業協同組合</u> <u>中越農業共済組合</u> <u>酪農にいがた農業協同組合</u><u>柏崎支所</u> <u>柏崎市指定排水設備組合</u> <u>北条商工会</u> <u>西山町商工会</u> <u>高柳町商工会</u> 	<p>機関名称の変更による修正および時点修正</p>																				
<p>第3節 柏崎市の特質と過去の地震災害</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 交通 本市は、東日本旅客鉄道株の信越本線と越後線の分岐点に当たり、信越本線及び越後線に15駅がある。 一方、バス路線は、<u>32路線が運行されている。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>10 市内に被害を与えた地震とその被害 市内に被害を与えた過去の地震について、その被害状況、特徴等は次表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>発生年月日</th> <th>規模</th> <th>震源地</th> <th>災害の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟地震</td> <td>昭和39(1964)年 6月16日</td> <td>M 7.5</td> <td>粟島付近</td> <td>市内では鉄道が不通になり、水道管が各所で破裂した。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	発生年月日	規模	震源地	災害の状況	新潟地震	昭和39(1964)年 6月16日	M 7.5	粟島付近	市内では鉄道が不通になり、水道管が各所で破裂した。	<p>第3節 柏崎市の特質と過去の地震災害</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 交通 本市は、東日本旅客鉄道株の信越本線と越後線の分岐点に当たり、信越本線及び越後線に15駅がある。 一方、バス路線は、<u>高速バスを含め、23路線が運行されている。</u> <u>32路線が運行されている。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>10 市内に被害を与えた地震とその被害 市内に被害を与えた過去の地震について、その被害状況、特徴等は次表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>発生年月日</th> <th>規模</th> <th>震源地</th> <th>災害の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟地震</td> <td>昭和39(1964)年 6月16日</td> <td>M 7.5</td> <td>粟島付近</td> <td>市内では鉄道が不通になり、水道管が各所で破裂した。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	発生年月日	規模	震源地	災害の状況	新潟地震	昭和39(1964)年 6月16日	M 7.5	粟島付近	市内では鉄道が不通になり、水道管が各所で破裂した。	<p>時点修正</p>
名 称	発生年月日	規模	震源地	災害の状況																		
新潟地震	昭和39(1964)年 6月16日	M 7.5	粟島付近	市内では鉄道が不通になり、水道管が各所で破裂した。																		
名 称	発生年月日	規模	震源地	災害の状況																		
新潟地震	昭和39(1964)年 6月16日	M 7.5	粟島付近	市内では鉄道が不通になり、水道管が各所で破裂した。																		

修正前					修正後					修正理由
				た。 死者 2人 負傷者 7人 住家半壊 3戸				死者 2人 負傷者 7人 住家半壊 3戸		
新潟県南部地震	平成2(1990)年 12月 7日	M 5.4	刈羽郡 高柳町付近	鶴川・南鶴石地区を中心とした道路の亀裂・損壊が起きた。	新潟県南部地震	平成2(1990)年 12月 7日	M 5.4	刈羽郡 高柳町付近	鶴川・南鶴石地区を中心とした道路の亀裂・損壊が起きた。	
新潟県中越地震	平成16(2004)年 10月23日 午後5時56分ごろ	M 6.8	新潟県 中越地方	震度7を記録。 柏崎市でも震度5弱を記録し、甚大な被害が発生した。 負傷者 65人 住家被害 全壊27棟、大規模半壊55棟、半壊237棟、一部損壊4,587棟、ライフライン被害 停電30,000戸	新潟県中越地震	平成16(2004)年 10月23日 午後5時56分ごろ	M 6.8	新潟県 中越地方	震度7を記録。 柏崎市でも震度5弱を記録し、甚大な被害が発生した。 負傷者 65人 住家被害 全壊27棟、大規模半壊55棟、半壊237棟、一部損壊4,587棟、ライフライン被害 停電30,000戸	

修正前					修正後					修正理由
				<p>00 戸、 電話 不通 35,000回線、水 道給水停止 2,262戸、下水 道335,680m</p>					<p>戸、 電話 不通 35,000回線、水 道給水停止 2,262戸、下水 道335,680m</p>	
新潟県中越沖地震	平成19(2007)年 7月16日 午前10時13分ご ろ	M 6.8	新潟県 柏崎市沖	<p>震度6強を記録 し、甚大な被害が 発生した。 死亡 14人 (刈羽村1人) 負傷者 1, 6 64人 住家被害 全壊 1, 12 2 棟、 大規 模半 壊 676棟、半壊 3, 90 1 棟、 一部 損壊 22, 6 95</p>	新潟県中越沖地震	平成19(2007)年 7月16日 午前10時13分ご ろ	M 6.8	新潟県 柏崎市沖	<p>震度6強を記録 し、甚大な被害が 発生した。 死亡 14人 (刈羽村1人) 負傷者 1, 6 64人 住家被害 全壊 1, 12 2 棟、 大規 模半 壊 676棟、半壊 3, 90 1 棟、 一部 損壊 22, 6 95</p>	

修正前					修正後					修正理由
				<p>棟 ライフライン被害 ガス供給停止 30,978戸、水道給水停止40,260戸、電気停電23,300戸</p>					<p>ライフライン被害 ガス供給停止 30,978戸、水道給水停止40,260戸、電気停電23,300戸</p>	
<p><u>(追加)</u></p>					<p>令和6年 (2024年) 1月1日 午後4時10分</p> <p>令和6年能登半島地震</p>	<p>M 7.6</p>	<p>石川県能登地方</p>	<p>震度5強を記録、新潟県内に約30年ぶりに津波警報が発表された。 負傷者 3人 住家被害 全壊3棟、半壊17棟、準半壊10棟、一部損壊694棟 ライフライン被害 ガス漏れ31件、電気停電1,000戸</p>		
第4節 複合災害時の対策第					第4節 複合災害時の対策第					
(略)					(略)					
第5節 地震被害の想定					第5節 地震被害の想定					
(略)					(略)					
第6節 緊急地震速報と地震情報					第6節 緊急地震速報と地震情報					
1 (略)					1 (略)					

修正前	修正後	修正理由																		
<p>2 地震情報の種類と内容</p> <p>新潟地方気象台は、地震に関する情報を市民が容易に理解できるよう、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td><td>・震度3以上</td><td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分。新潟県は、新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td></tr> <tr> <td>震源に関する情報</td><td>・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)</td><td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td></tr> </tbody> </table>	情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分。新潟県は、新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	<p>2 地震情報の種類と内容</p> <p>新潟地方気象台は、地震に関する情報を市民が容易に理解できるよう、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td><td>・震度3以上</td><td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分。新潟県は、新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td></tr> <tr> <td>震源に関する情報</td><td>・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)</td><td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td></tr> </tbody> </table>	情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分。新潟県は、新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	
情報の種類	発表基準	内容																		
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分。新潟県は、新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																		
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																		
情報の種類	発表基準	内容																		
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分。新潟県は、新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																		
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																		

修正前	修正後		修正理由
信玄・震度に関する情報	<p><u>以下のいずれかを満たした場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 <p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の<u>地名と市町村名を発表。</u></p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村<u>（追加）名を発表。</u></p>	<p><u>以下のいずれかを満たした場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 ・震度1以上 ・大津波警報、津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）発表時 <p>震源・震度に関する情報</p>	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村<u>・地名を発表。</u></p>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	防災基本計画にあわせた修正
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	県地域防災計画に合わせた修正

修正前			修正後			修正理由
各地の震度に関する情報	<p>・震度1以上</p> <p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</p>		<p>各地の震度に関する情報</p>	<p>・震度1以上</p> <p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</p>		
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>				県地域防災計画に合わせた修正
その他の情報	<p>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</p> <p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</p>		<u>遠地地震に関する情報</u>	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※</p> <p>・マグニチュード7.0以上</p> <p>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</p> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</p>	<p>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表※。</p> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</p>	
<u>推計震度分布図</u>	<u>・震度5弱以上</u>	<u>観測した各地の震度データを下に、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</u>		<p>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</p>	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</p>	

第1編 地震災害対策編 第2章 災害予防計画

改正前	改正後	修正理由
<p>第1節 防災教育計画</p> <p>1 計画の方針</p> <p>学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、地震・津波に関する基礎的な知識の普及と<u>防災意識の高揚</u>を図り、<u>(追加)</u>地域防災力の基盤となる市民・企業による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を推進する。</p> <p>また、市、県及び防災関係機関において、<u>(追加)</u>防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。<u>(追加)</u></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p>(エ) 防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮<u>(追加)</u>しなければならない。</p> <p>イ 達成目標</p> <p>(ア) 児童生徒等が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる<u>(追加)</u>。</p> <p>(イ) ~ (オ) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>ア~イ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第1節 防災教育計画</p> <p>1 計画の方針</p> <p>学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、地震・津波に関する基礎的な知識の普及と「<u>自らの命は自らが守る</u>」という<u>防災意識の醸成高揚</u>を図り、<u>住民一人一人が防災の主体となり</u>、地域防災力の基盤となる市民・企業による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を推進する。</p> <p>また、市、県及び防災関係機関において、<u>学校やNPOなどと連携しながら</u>防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図る。<u>特に、女性が防災分野で活躍できる場を提供することを支援し、若者や子どもが防災について学べる機会を作ることに重点を置く。</u></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ア) ~ (ウ) (略)</p> <p>(エ) 防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮<u>することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにしなければならない。</u></p> <p>イ 達成目標</p> <p>(ア) 児童生徒等が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができると、「<u>自らの命は自らが守る</u>」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができる。</p> <p>(イ) ~ (オ) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>ア~イ (略)</p> <p><u>ウ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、要配慮者の避難行動に対する理解の促進を図る。</u></p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>2 (略)</p> <p>3 市の役割</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3)ハザードマップ等による地域の危険情報の周知 <u>(追加) 市は、県が示す津波浸水想定図等を踏まえ、津波ハザードマップを作成し、公開するとともに、市民に配布し、津波ハザードマップ <u>(追加) の</u>正しい理解と津波災害に対する避難行動等の普及啓発に努める。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>3 市の役割</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3)ハザードマップ等による地域の危険情報の周知 <u>ハザードマップや液状化しやすさマップ等の液状化に関する情報について、情報の背景、解釈の仕方から、災害種別（地震・津波・水害等）ごとの特徴や、それにより住民に起こりうる具体的な被害を想起できるよう周知するとともに、避難に関する情報等を企業、団体、NPOや関係機関と連携し、住民に適切かつ繰り返し周知していく。市はまた、県が示す津波浸水想定図等を踏まえ、津波ハザードマップを作成し、公開するとともに、市民に配布し、津波ハザードマップ <u>のについて、ハザード情報の背景、解釈の仕方から、津波の特徴や、それにより住民に起こりうる具体的な被害を想起できるよう周知することで、正しい理解と津波災害に対する避難行動等の普及啓発に努める。</u></u></p>	県地域防災計画に合わせた修正
<p>(4) 市民に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>ア 普及の内容 防災知識について、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 津波に関する一般的知識</p> <p>a 津波の特性に関する情報 津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては1日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地 <u>(追加) 津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続すること。</u> <u>(追加)</u> 以下 (略)</p>	<p>(4) 市民に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>ア 普及の内容 防災知識について、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 津波に関する一般的知識</p> <p>a 津波の特性に関する情報 津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては1日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地 <u>地震、火山噴火等による</u>津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続すること。 <u>また、日本海側で発生する津波は、地震の規模に比べて波が高く、震源から沿岸までの距離が近いため、到達までの時間が短いという特徴がある</u></p>	県地域防災計画に合わせた修正

改正前	改正後	修正理由
<p>(5)(略)</p> <p>(6) 災害教訓伝承の取組支援 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。<u>(追加)</u></p> <p>(7)～(9)(略)</p> <p>4 県の役割 (1)市町村に対する防災に関する基礎情報の提供 ア(略) イ公共土木施設に関するデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報 <u>(追加)</u>等の提供、その他市町村の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。 ウ～オ(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p><u>(6)</u></p>	<p>ことや、波が大陸に跳ね返り、何度も押し寄せることにより、長時間警戒を続けなければならない可能性があること。</p> <p>以下 (略)</p> <p>(5)(略)</p> <p>(6) 災害教訓伝承の取組支援 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。 <u>また、国が認定する NIPPON 防災資産の活用や、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。</u></p> <p>(7)～(9)(略)</p> <p>4 県の役割 (1)市町村に対する防災に関する基礎情報の提供 ア(略) イ公共土木施設に関するデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報 <u>(津波浸水想定及び地震被害想定)</u>等の提供、その他市町村の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。 ウ～オ(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p><u>(6)</u></p>	防災基本計画にあわせた修正
<p>5 (略)</p> <p>第2節 防災訓練計画 1 (略) 2 (略)</p> <p>3 市における防災訓練 市は、災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、県及び各防災関係機関、自主防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立などに重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保す</p>	<p>5 (略)</p> <p>第2節 防災訓練計画 1 (略) 2 (略)</p> <p>3 市における防災訓練 市は、災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、県及び各防災関係機関、自主防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立などに重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保す</p>	県地域防災計画に合わせた修正
		誤記修正

改正前	改正後	修正理由
<p>るための地域における取組を促進する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、災害発生時に応急対策実行の主体となる市職員には、災害に関する豊富な知識とこれらの知識に基づく適切な判断力が要求される。このため、市は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害応急対策を早期に実施することや必要な人員を早期に動員し防災体制を確立するため、市職員等の訓練を実施する。</p>	<p>るための地域における取組を促進する。</p> <p><u>なお、訓練は男性だけではなく、女性や若者の参加を促進していく。</u></p> <p>また、災害発生時に応急対策実行の主体となる市職員には、災害に関する豊富な知識とこれらの知識に基づく適切な判断力が要求される。このため、市は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、災害応急対策を早期に実施することや必要な人員を早期に動員し防災体制を確立するため、市職員等の訓練を実施する。</p>	県地域防災計画に合わせた修正
4 (略)	4 (略)	
5 (略)	5 (略)	
6 (略)	6 (略)	
<h3>第3節 自主防災組織育成計画</h3> <h4>1 地域住民による自主防災組織</h4> <p>(1) 現状</p> <p><u>令和5（2023）年4月1日現在</u>、自主防災組織率は<u>99.2%</u>（組織数308組織）である。災害時の共助の重要性から、市民に対し、自主防災組織の組織づくりを積極的に働きかけてきた結果、2度の震災を契機として、自主防災組織の育成と防災活動の中心的な役割を担う人材育成を行い、地域の防災に対する機運が高まり、自主防災組織の結成が大幅に進んだ。今後は、実効性の充実を図る必要がある。また、地区コミュニティ協議会は災害時には町内会単位の自主防災組織の情報収集を行うなど包括的な役割を担い、円滑な連携体制がとれるよう防災体制の充実を図っている。こうした地区コミュニティ協議会の取組が、町内会による自主防災組織及び市民の防災に対する意識向上に結びついている。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 育成の方針</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<h3>第3節 自主防災組織育成計画</h3> <h4>1 地域住民による自主防災組織</h4> <p>(1) 現状</p> <p><u>令和7（2025）年4月1日現在</u>、自主防災組織率は<u>99.3%</u>（組織数308組織）である。災害時の共助の重要性から、市民に対し、自主防災組織の組織づくりを積極的に働きかけてきた結果、2度の震災を契機として、自主防災組織の育成と防災活動の中心的な役割を担う人材育成を行い、地域の防災に対する機運が高まり、自主防災組織の結成が大幅に進んだ。今後は、実効性の充実を図る必要がある。また、地区コミュニティ協議会は災害時には町内会単位の自主防災組織の情報収集を行うなど包括的な役割を担い、円滑な連携体制がとれるよう防災体制の充実を図っている。こうした地区コミュニティ協議会の取組が、町内会による自主防災組織及び市民の防災に対する意識向上に結びついている。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 育成の方針</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 新潟県防災リーダーの活用</u></p> <p><u>防災講演や防災訓練等において、新潟県防災リーダーを積極的に活用し、防災情報の啓発等、地</u></p>	時点修正 県地域防災計画に合わせた修正

改正前	改正後	修正理由
<p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>2 ~ 3 (略)</p> <p>第4節 災害に強いまちづくり (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市民・事業者等の役割 (1) ~ (5) (略) <u>(追加)</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 復興まちづくり事前準備の取組の推進 (略)</p> <p>第5節 集落孤立対策計画</p> <p>1 計画の方針 中山間地域など、地震の際土砂崩れや津波 <u>(追加)</u>による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、<u>(追加)</u>救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。 <u>(追加)</u></p> <p>(1) 基本方針 ア 各主体の責務 (ア) (略) (イ) 市は、孤立予想集落の通信手段の確保、施設・資機材（電源、熱源等）の整備及び物資（食料、飲料水及び生活必需品）の備蓄等を行う。 <u>(追加)</u></p>	<p><u>域防災力の向上に努める。</u></p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>2 ~ 3 (略)</p> <p>第4節 災害に強いまちづくり (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市民・事業者等の役割 (1) ~ (5) (略) <u>(6) 所有者不明土地を活用した防災対策の推進</u> 市は県とともに、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 復興まちづくり事前準備の取組の推進 (略)</p> <p>第5節 集落孤立対策計画</p> <p>1 計画の方針 中山間地域など、地震の際土砂崩れや津波、<u>雪崩や豪雪</u>による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、<u>道路、通信、水道や電気等が復旧し、又は</u>救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。 <u>また、孤立が長期化した場合における集団避難の考え方についても事前に検討を行う。</u></p> <p>(1) 基本方針 ア 各主体の責務 (ア) (略) (イ) 市は、孤立予想集落の通信手段の確保、施設・資機材（電源、熱源等）の整備及び物資（食料、飲料水及び生活必需品）の備蓄等を行う。 <u>孤立発生時に「集団避難」の可能性がある場合</u></p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 県は、市の施設整備等を支援するとともに、関係機関とともに市民の救出・救助体制を整備する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮 要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受入先を確保する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 積雪期における対応 雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容人員及び暖房・調理用熱源・燃料等の確保に特に配慮する。</p>	<p><u>は、事前に避難先や避難方法等について住民と考え方の確認を行う。</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 県は、市の施設整備や備蓄体制の強化等を支援するとともに、関係機関とともに市民の救出・救助体制を整備する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮 要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受入先を確保する。</p> <p><u>(3) コミュニティへの配慮</u> <u>コミュニティ単位での避難先の確保、および地域の復旧・復興までのコミュニティの維持もしくは再建を考慮した避難生活の在り方に配慮する。</u></p> <p><u>(4-3) 積雪期における対応</u> 雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容人員及び暖房・調理用熱源・燃料等の確保に特に配慮する。</p>	県地域防災計画に合わせた修正
<p>2 市民等の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域の役割 地震又は津波等発生時に<u>(追加)</u>、市民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期被害の報告、救援の要請等を、市民又は自主防災組織が自ら行うため、<u>(追加)</u>自主防災組織等による<u>(追加)</u>防災訓練等を実施する。</p> <p>(3) 企業・事業所等の役割 孤立予想集落の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>2 市民等の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域の役割 地震又は津波等発生時に<u>孤立状態となった時には</u>、市民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期被害の報告、救援の要請等を、市民又は自主防災組織が自ら行うため、<u>そのため</u>に、<u>集落で共用する資機材の整備や物資の備蓄を行うよう努めるとともに</u>、<u>自主防災組織等による資機材等を活用した防災訓練等を実施する。</u></p> <p>(3) 企業・事業所等の役割 孤立予想集落の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議する。</p> <p><u>通信事業者は孤立発生時における通信確保体制を構築しておく。</u></p>	県地域防災計画に合わせた修正
<p>3 県の役割</p> <p>(1) 孤立可能性の把握と防止対策の実施 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p>	<p>3 県の役割</p> <p>(1) 孤立可能性の把握と防止対策の実施 (防災局・土木部)</p>	

改正前	改正後	修正理由
<p>ア 迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。</p> <p>イ 被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。</p> <p>(2) 孤立予想集落の資機材整備等に対する支援 国の補助制度の活用や県単独の市事業補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材<u>等の整備</u>を支援する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 積雪期等のヘリコプター <u>(追加)</u> の運用 積雪期等のヘリコプター <u>(追加)</u> による市民の救出、医療救護班等の派遣、物資の補給方法等について、市及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。</p>	<p>ア 災害時等における孤立可能性がある集落の把握を市町村と連携して行い、関係機関と情報共有する。</p> <p>イエ 迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。</p> <p>ウエ 被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。</p> <p>(2) 孤立予想集落の資機材整備等に対する支援 ア 国の補助制度の活用や県単独の市事業補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材 <u>や備蓄体制の強化に対する支援と最新技術の活用促進</u>を支援する。</p> <p>イ <u>物資輸送における UAV 等や通信確保における衛星通信等の最新技術の導入や活用を促進する。</u></p> <p>(3) 積雪期等のヘリコプター、<u>UAV 等</u>の運用 積雪期等のヘリコプター、<u>UAV 等の活用</u>による市民の救出、医療救護班等の派遣、物資の補給方法等について、市及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。</p>	県地域防災計画に合わせた修正
<p>4 市の役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 多様な通信手段の確保 避難所等への携帯型無線通信機等の配備、集落への通信設備の整備 <u>(追加)</u> 等を行い、市や防災関係機関との多様な通信手段を確保する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 集落内のヘリポート適地の確保 県及び消防本部が実施する積雪期等のヘリコプター <u>(追加)</u> による市民の救出・物資の補給方法について協議し、ヘリポート適地 <u>(追加)</u> を確保する（冬季積雪の多い地域は、グラウンド等の地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畠等付近に障害物のない場所を圧雪する。）。</p>	<p>4 市の役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 多様な通信手段の確保 避難所等への携帯型無線通信機等の配備、集落への通信設備の整備、<u>通信機器等が扱える人材育成及び使用方法の周知</u>等を行い、市や防災関係機関との多様な通信手段を確保する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 集落内のヘリポート適地の確保 県及び消防本部が実施する積雪期等のヘリコプター、<u>UAV 等の活用</u>による市民の救出・物資の補給方法について協議し、ヘリポート適地 <u>及び UAV 等を活用する場合の集落内の拠点</u>を確保する（冬季積雪の多い地域は、グラウンド等の地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畠等付近に障害物のない場所を圧雪する。）。</p>	県地域防災計画に合わせた修正
		県地域防災計画に合わせた修正

改正前	改正後	修正理由
<p>(6)～(7) (略) <u>(追加)</u></p> <p>第6節 地盤災害予防計画</p> <p>地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となつたために、その後の地震活動・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。</p> <p>このため、予防計画は、</p> <p>(1) 地震が発生する前に行うもの (2) 地震の発生直後から<u>危険箇所</u>の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するもの</p> <p>からなる。</p> <p>地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となつているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。</p> <p>1 土砂災害警戒区域等の調査・周知</p> <p>(1)～(2) (略) (3) 市民の役割</p> <p>市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、県、消防機関及び警察機関へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等<u>及び土砂災害危険箇所</u>、避難経路・避難場所について位置</p>	<p>(6)～(7) (略) <u>(8) 資機材の整備</u> <u>孤立状態に一定期間対応できる資機材（電源、水源、電熱等）の整備、物資の備蓄と事前配置の強化する。</u></p> <p><u>(9) UAV等や衛星通信等の最新技術の導入</u> <u>UAV等や衛星通信等の最新技術の導入を検討する。</u> <u>（平時の利活用含む。）</u></p> <p><u>(10) 「集団避難」の方法の確認</u> <u>「集団避難」の可能性がある場合の避難先や避難方法等についての考え方をの確認する。</u> <u>なお、集団避難を検討する場合、避難者のコミュニティの維持や精神的ケアへの配慮等を行う。</u></p> <p>第6節 地盤災害予防計画</p> <p>地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となつたために、その後の地震活動・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。</p> <p>このため、予防計画は、</p> <p>(1) 地震が発生する前に行うもの (2) 地震の発生直後から<u>警戒危険箇所</u>の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するもの</p> <p>からなる。</p> <p>地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となつているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。</p> <p>1 土砂災害警戒区域等の調査・周知</p> <p>(1)～(2) (略) (3) 市民の役割</p> <p>市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市、県、消防機関及び警察機関へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等<u>及び土砂災害危険箇所</u>、避難経路・避難場所について位置</p>	県地域防災計画に合わせた修正
		県地域防災計画に合わせた修正

改正前	改正後	修正理由
<p>を把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 総合的な土砂災害予防対策の推進</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>を把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 総合的な土砂災害予防対策の推進</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 住宅の移転促進</p> <p><u>各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅、若しくはがけ地に近接する住宅の移転促進を図る。</u></p>	県地域防災計画に合わせた修正
<p>3 軟弱地盤等液状化対策の推進</p> <p>(1) 地盤の液状化現象の調査研究</p> <p><u>市及び</u>県は、県は、地盤の液状化現象に関する調査研究に努めるとともに、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にし、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>3 軟弱地盤等液状化対策の推進</p> <p>(1) 地盤の液状化現象の調査研究</p> <p><u>市及び</u>県は、県は、地盤の液状化現象に関する調査研究に努めるとともに、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にし、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める、<u>市への周知・提供を行う</u>ものとする。<u>市は、それらを適切な防災行動や事前対策に結び付けるため、関係機関と連携して住民へ繰返し周知を図る。</u></p>	県地域防災計画に合わせた修正
<p>(2) ~ (3) (略)</p>	<p>(2) ~ (3) (略)</p>	
<p>4 (略)</p> <p>5 二次災害の予防</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>危険箇所</u>の調査点検</p> <p>震度4以上の地震が観測された場合は、国、県及び地元住民等の協力を得て、<u>危険箇所</u>及び対策施設の調査点検を速やかに行うとともに、技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進する。異常が発見された場合は、直ちに避難を含めた対策を講ずるものとする。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 二次災害の予防</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>危険警戒箇所</u>の調査点検</p> <p>震度4以上の地震が観測された場合は、国、県及び地元住民等の協力を得て、<u>危険警戒箇所</u>及び対策施設の調査点検を速やかに行うとともに、技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進する。異常が発見された場合は、直ちに避難を含めた対策を講ずるものとする。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p>	文言の修正
<p>第7節 建築物等災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p>	<p>第7節 建築物等災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p>	

改正前	改正後	修正理由
<p>2 (略)</p> <p>3 一般建築物の災害予防</p> <p>(1) 現状</p> <p>建築物全般並びに特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われる等、更にその安全の実効性が図られてきた。</p> <p>しかしながら、新耐震設計基準施行（昭和56年<u>（追加）</u>以前の既存住宅・建築物については、現行法の耐震性が満たされていないものが数多く存在している。このことから市では、<u>（追加）</u>建築物の耐震化を効果的かつ効率的に促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき「柏崎市耐震改修促進計画」を策定するとともに、「木造住宅耐震診断費補助金交付要綱」及び「木造住宅耐震改修費補助金交付要綱」を策定し、新耐震設計基準施行<u>（追加）</u>以前の旧基準木造住宅の耐震診断補助制度の創設等により、耐震化を促進することとしている。</p> <p>また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、非構造部材の破損による内部被害を防止する措置や、エレベーターの閉じ込め防止措置を講じるものとする。</p> <p>(2) 計画</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 新耐震設計基準施行（昭和56年<u>（追加）</u>）以前に建築された特殊建築物については、査察、巡回指導等の機会を利用して耐震診断の実施について啓発・指導するものとする。</p> <p>エ～ク (略)</p> <p>4 体制の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 被災宅地危険度判定体制の整備</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>3 一般建築物の災害予防</p> <p>(1) 現状</p> <p>建築物全般並びに特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われる等、更にその安全の実効性が図られてきた。</p> <p>しかしながら、新耐震設計基準施行（昭和56年<u>6月</u>以前の既存住宅・建築物については、現行法の耐震性が満たされていないものが数多く存在している。このことから市では、<u>住宅</u>・建築物の耐震化を効果的かつ効率的に促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき「柏崎市耐震改修促進計画」を策定するとともに、「木造住宅耐震診断費補助金交付要綱」及び「木造住宅耐震改修費補助金交付要綱」を策定し、新耐震設計基準施行<u>（昭和56年6月）以前</u>の旧基準木造住宅の耐震診断補助制度の創設等により、耐震化を促進することとしている。</p> <p>また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、非構造部材の破損による内部被害を防止する措置や、エレベーターの閉じ込め防止措置を講じるものとする。</p> <p>(2) 計画</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 新耐震設計基準施行（昭和56年<u>（6月）</u>以前に建築された特殊建築物については、査察、巡回指導等の機会を利用して耐震診断の実施について啓発・指導するものとする。</p> <p>エ～ク (略)</p> <p>4 体制の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 被災宅地危険度判定体制の整備</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>高齢者や障害者世帯等にとって、住宅の耐震化工事は費用負担が大きいことなどを考慮し、耐震改修とともに比較的安価に設置が可能な耐震シェ</u></p>	<p>文言の修正および時点修正</p> <p>文言の修正および時点修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由																														
<p>第8節 公共土木施設等災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 道路施設等災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>(1) 高速道路</p> <p>ア 東日本高速道路㈱は、施設の日常点検、臨時点検を実施し、必要な改修、補修等の災害予防措置を講じる。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 東日本高速道路㈱が管理する道路の柏崎市内の延長は、30.2kmである。</p> <p>(2) 一般国道及び県・市道</p> <p>幹線市道、特に、緊急輸送ネットワークに指定された路線を最優先として、国・県に準じた必要な対策を実施する。</p> <p>市内の道路現況(令和4(2022)年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>本 数</th><th>延 長 (km)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 道</td><td>6</td><td>118.05</td></tr> <tr> <td>県 道</td><td>37</td><td>222.08</td></tr> <tr> <td>市 道</td><td>3,635</td><td>1,165.65</td></tr> <tr> <td>計</td><td>3,678</td><td>1,505.78</td></tr> </tbody> </table> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 道路復旧用資機材の把握</p> <p>事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急交通路としての機能を確保できるよう道路復旧用資機材を柏崎建設業協同組合等と連携し、配置場所を常に把握しておくよう努める。</p> <p>また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案</p>		本 数	延 長 (km)	国 道	6	118.05	県 道	37	222.08	市 道	3,635	1,165.65	計	3,678	1,505.78	<p>ルターや耐震ベッドを勧めていく。</p> <p>第8節 公共土木施設等災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 道路施設等災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>(1) 高速道路</p> <p>ア 道路管理者等東日本高速道路㈱は、施設の日常点検、臨時点検を実施し、必要な改修、補修等の災害予防措置を講じる。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 道路管理者等東日本高速道路㈱が管理する道路の柏崎市内の延長は、30.2kmである。</p> <p>(2) 一般国道及び県・市道</p> <p>幹線市道、特に、緊急輸送ネットワークに指定された路線を最優先として、国・県に準じた必要な対策を実施する。</p> <p>市内の道路現況(令和6(2024)年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>本 数</th><th>延 長 (km)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 道</td><td>6</td><td>121.4011 8.05</td></tr> <tr> <td>県 道</td><td>37</td><td>220.1422 2.08</td></tr> <tr> <td>市 道</td><td>3,6483, 635</td><td>1156.861, 165.65</td></tr> <tr> <td>計</td><td>3,6913, 678</td><td>1,505.78</td></tr> </tbody> </table> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 道路復旧用資機材の把握</p> <p>事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急交通路としての機能を確保できるよう道路復旧用資機材を柏崎建設業協同組合等と連携し、配置場所を常に把握しておくよう努める。</p> <p>また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者</p>		本 数	延 長 (km)	国 道	6	121.4011 8.05	県 道	37	220.1422 2.08	市 道	3,6483, 635	1156.861, 165.65	計	3,6913, 678	1,505.78	<p>語句修正</p> <p>語句修正</p> <p>時点修正</p>
	本 数	延 長 (km)																														
国 道	6	118.05																														
県 道	37	222.08																														
市 道	3,635	1,165.65																														
計	3,678	1,505.78																														
	本 数	延 長 (km)																														
国 道	6	121.4011 8.05																														
県 道	37	220.1422 2.08																														
市 道	3,6483, 635	1156.861, 165.65																														
計	3,6913, 678	1,505.78																														

改正前	改正後	修正理由															
<p>する。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 河川管理施設等災害予防計画</p> <p>河川管理者等は、次により河川施設等の災害予防対策を講じる。</p> <p>(1) 河川及び河川関連施設</p> <p>ア 河川</p> <p>河川堤防は、大部分が土構造であり、かつ、自然的、地形的な制約の下で歴史的、段階的に築造されたものである。一方近年では、従来氾濫原であった地域においても人口、資産の増大が著しく、河川堤防に対して高い安全性が求められるようになってきている。</p> <p>地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、更にこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋りょう等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。</p> <p>このため、河川管理施設等について、国が示す耐震点検要領等に基づき耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮して耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。また、橋りょう・排水機場・水門等の河川構造物についても検討を行い、耐震補強に努める。</p> <p>なお、河川・ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、的確な情報の収集を行い、出水時に迅速な対応ができるような体制整備を行うとともに、地震発生後は、河川敷道路、避難場所、ライフライン等の河川区域使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を定めておく。また、避難経路、避難所を市民に周知するとともに市民避難のための連絡体制の確立をはじめ、必要な警戒避難体制を確保する。</p> <p>市内の河川数及び指定延長 <u>(令和4(2022)年4月1日現在)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一級河川</th> <th>二級河川</th> <th>準用河川</th> <th>普通河川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川数 (本)</td> <td>2</td> <td>55</td> <td>5</td> <td>459</td> </tr> </tbody> </table>		一級河川	二級河川	準用河川	普通河川	河川数 (本)	2	55	5	459	<p>相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を<u>立案する作成するものとし、必要に応じてその見直しを行う</u>。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 河川管理施設等災害予防計画</p> <p>河川管理者等は、次により河川施設等の災害予防対策を講じる。</p> <p>(1) 河川及び河川関連施設</p> <p>ア 河川</p> <p>河川堤防は、大部分が土構造であり、かつ、自然的、地形的な制約の下で歴史的、段階的に築造されたものである。一方近年では、従来氾濫原であった地域においても人口、資産の増大が著しく、河川堤防に対して高い安全性が求められるようになってきている。</p> <p>地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、更にこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋りょう等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。</p> <p>このため、河川管理施設等について、国が示す耐震点検要領等に基づき耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮して耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。また、橋りょう・排水機場・水門等の河川構造物についても検討を行い、耐震補強に努める。</p> <p>なお、河川・ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、的確な情報の収集を行い、出水時に迅速な対応ができるような体制整備を行うとともに、地震発生後は、河川敷道路、避難場所、ライフライン等の河川区域使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を定めておく。また、避難経路、避難所を市民に周知するとともに市民避難のための連絡体制の確立をはじめ、必要な警戒避難体制を確保する。</p> <p>市内の河川数及び指定延長 <u>(令和6(2024)年4月1日現在)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一級河川</th> <th>二級河川</th> <th>準用河川</th> <th>普通河川</th> </tr> </thead> </table>		一級河川	二級河川	準用河川	普通河川	<p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>時点修正</p>
	一級河川	二級河川	準用河川	普通河川													
河川数 (本)	2	55	5	459													
	一級河川	二級河川	準用河川	普通河川													

改正前					改正後					修正理由															
延長 (km)	8.65	223.14	8.06	551.03	河川敷 (本)	2	55	5	459																
イ (略) (2) ~ (3) (略)																									
6 治山施設等災害予防計画 (略) (1) (略) (2) 公共改良事業等を重点的に実施し、重要な構造物の安全性を高める。 市内の山地災害危険地区及び治山施設 (令和4(2022)年4月1日現在)																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>地区数</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td>335</td> <td>646.00</td> </tr> <tr> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>85</td> <td>371.45</td> </tr> <tr> <td colspan="3">地すべり防止区域（林野庁所管）は、次項に記載</td></tr> <tr> <td>計</td> <td>420</td> <td>1,017.45</td> </tr> </tbody> </table>											施設区分	地区数	面積 (ha)	山腹崩壊危険地区	335	646.00	崩壊土砂流出危険地区	85	371.45	地すべり防止区域（林野庁所管）は、次項に記載			計	420	1,017.45
施設区分	地区数	面積 (ha)																							
山腹崩壊危険地区	335	646.00																							
崩壊土砂流出危険地区	85	371.45																							
地すべり防止区域（林野庁所管）は、次項に記載																									
計	420	1,017.45																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>地区数</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td>335</td> <td>646.00</td> </tr> <tr> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>85</td> <td>371.45</td> </tr> <tr> <td colspan="3">地すべり防止区域（林野庁所管）は、次項に記載</td></tr> <tr> <td>計</td> <td>420</td> <td>1,017.45</td> </tr> </tbody> </table>											施設区分	地区数	面積 (ha)	山腹崩壊危険地区	335	646.00	崩壊土砂流出危険地区	85	371.45	地すべり防止区域（林野庁所管）は、次項に記載			計	420	1,017.45
施設区分	地区数	面積 (ha)																							
山腹崩壊危険地区	335	646.00																							
崩壊土砂流出危険地区	85	371.45																							
地すべり防止区域（林野庁所管）は、次項に記載																									
計	420	1,017.45																							
7 砂防施設等災害予防計画 (略) (1) (略) (2) 地すべり防止施設 ア (略) イ 地すべり防止工事については、緊急度の高い危険箇所から順次整備することとし、当面は表面水・浸透水・地下水の排除や抑止杭等により防止工事を進めること及び地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的に実																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>地区数</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td>335</td> <td>646.00</td> </tr> <tr> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td>85</td> <td>371.45</td> </tr> <tr> <td colspan="3">地すべり防止区域（林野庁所管）は、次項に記載</td></tr> <tr> <td>計</td> <td>420</td> <td>1,017.45</td> </tr> </tbody> </table>											施設区分	地区数	面積 (ha)	山腹崩壊危険地区	335	646.00	崩壊土砂流出危険地区	85	371.45	地すべり防止区域（林野庁所管）は、次項に記載			計	420	1,017.45
施設区分	地区数	面積 (ha)																							
山腹崩壊危険地区	335	646.00																							
崩壊土砂流出危険地区	85	371.45																							
地すべり防止区域（林野庁所管）は、次項に記載																									
計	420	1,017.45																							
7 砂防施設等災害予防計画 (略) (1) (略) (2) 地すべり防止施設 ア (略) イ 地すべり防止工事については、緊急度の高い危険箇所から順次整備することとし、当面は表面水・浸透水・地下水の排除や抑止杭等により防止工事を進めること及び地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監																									

改正前				改正後				修正理由					
<p>施することを関係機関に対し要請する。</p> <p>地すべり防止施設の整備状況 (令和4(2022)年4月1日現在)</p>				<p>視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的に実施することを関係機関に対し要請する。</p> <p>地すべり防止施設の整備状況 (令和6(2024)年4月1日現在)</p>				時点修正					
種□□別 [□]	法指定 [□] 箇所数 [□]	危□險 [□] 箇所数 [□]	工事の状況 [□] (概成) [□]	種□□別 [□]	法指定 [□] 箇所数 [□]	危□險 [□] 箇所数 [□]	工事の状況 [□] (概成) [□]						
地 [□] す [□] べ [□] り [□] □ [□]	国土交通省 [□]	20 [□]	52 [□]	19 [□]	地 [□] す [□] べ [□] り [□] □ [□]	国土交通省 [□]	2021 [□]	52 [□]	19 [□]				
	農村振興局 [□]	27 [□]	69 [□]	19 [□]		農村振興局 [□]	27 [□]	69 [□]	19 [□]				
	林野庁 [□]	17 [□]	24 [□]	0 [□]		林野庁 [□]	17 [□]	24 [□]	0 [□]				
	計 [□]	63 [□]	145 [□]	37 [□]		計 [□]	63 [□]	145 [□]	37 [□]				
<p>(3) 急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市における要対策箇所の多くは整備率が低いことから、重点的な施設整備を促進する。</p> <p>急傾斜地崩壊防止施設の整備状況 (令和4(2022)年4月1日現在)</p>				<p>(3) 急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市における要対策箇所の多くは整備率が低いことから、重点的な施設整備を促進する。</p> <p>急傾斜地崩壊防止施設の整備状況 (令和6(2024)年4月1日現在)</p>				時点修正					
危険箇所数	要対策箇所数	法指定 [□] 箇所数	工事の状況		未着手	危険箇所数	要対策箇所数	法指定 [□] 箇所数	工事の状況		未着手		
237	237	未指定箇所数	概成	中断	工事中	計	237	237	未指定箇所数	概成	中断	工事中	計
		28	28	0	0	28			33	33	0	0	0
<p>※未指定箇所は災害関連地域防災がけ崩れ対策事業のうち法指定箇所内で施工したもの除去した箇所数である。危険箇所 33 箇所</p>				<p>※未指定箇所は災害関連地域防災がけ崩れ対策事業のうち法指定箇所内で施工したもの除去した箇所数である。危険箇所 33 箇所</p>									
<p>8 (略)</p>				<p>8 (略)</p>									
第9節 防災通信施設災害予防計画				第9節 防災通信施設災害予防計画				文言の修正					
<p>災害時において、迅速かつ的確に、気象予警報、被害状況を収集するとともに、応急対策の実施状況や市民のるべき行動を伝達することは、パニックなどの社会的混乱を最小限にくい止めるなど、応急対策上極めて重要な役割である。</p> <p>そのため防災関係機関は、災害発生時における通信手段確保のため情報通信施設の災害に対する安全性確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散(追加)等の防災対策推進に努める。</p>				<p>災害時において、迅速かつ的確に、気象予警報、被害状況を収集するとともに、応急対策の実施状況や市民のるべき行動を伝達することは、パニックなどの社会的混乱を最小限にくい止めるなど、応急対策上極めて重要な役割である。</p> <p>そのため防災関係機関は、災害発生時における通信手段確保のため情報通信施設の災害に対する安全性確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散、通信路の多元[□]化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル</p>									

改正前						改正後						修正理由																																																						
<p>また、自主防災組織を含む防災関係機関は、相互の情報伝達を常に行うことができるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p> <p>1 (略) 2 情報の伝達体制等の整備 (1) 市防災行政無線等の整備 ア 現状</p>						<p>化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等の防災対策推進に努める。 また、自主防災組織を含む防災関係機関は、相互の情報伝達を常に行うことができるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p> <p>1 (略) 2 情報の伝達体制等の整備 (1) 市防災行政無線等の整備 ア 現状</p>																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">防災行政無線受信機</th> <th colspan="4">IP無線機</th> </tr> <tr> <th>屋外拡声子局</th> <th>緊急告知ラジオ</th> <th>配置場所</th> <th>可搬型</th> <th>車載型</th> <th>携帯型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>273か所 (うち津波警報装置 29か所)</td> <td>約37,000台</td> <td>コミュニティセンター等 市役所隸属</td> <td></td> <td></td> <td>36 125</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略) (2) (略) (3) 消防機関における通信施設 ア 現状</p> <p>災害に強い消防通信基盤の確保を目的とした、消防・救急デジタル無線整備が平成28(2016)年3月で完了した。その設置状況は、次表のとおりである。</p> <p>消防・救急デジタル無線 (令和5(2023)年4月1日現在)</p>						防災行政無線受信機		IP無線機				屋外拡声子局	緊急告知ラジオ	配置場所	可搬型	車載型	携帯型	273か所 (うち津波警報装置 29か所)	約37,000台	コミュニティセンター等 市役所隸属			36 125			1	1			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">防災行政無線受信機</th> <th colspan="4">IP無線機</th> </tr> <tr> <th>屋外拡声子局</th> <th>緊急告知ラジオ</th> <th>配置場所</th> <th>可搬型</th> <th>車載型</th> <th>携帯型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>273か所 (うち津波警報装置 29か所)</td> <td>約37,000台 約36,000台</td> <td>コミュニティセンター等 市役所隸属</td> <td></td> <td></td> <td>36 125</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略) (2) (略) (3) 消防機関における通信施設 ア 現状</p> <p>災害に強い消防通信基盤の確保を目的とした、消防・救急デジタル無線整備が平成28(2016)年3月で完了した。その設置状況は、次表のとおりである。</p> <p>消防・救急デジタル無線 (令和7(2025)年4月1日現在)</p>												防災行政無線受信機		IP無線機				屋外拡声子局	緊急告知ラジオ	配置場所	可搬型	車載型	携帯型	273か所 (うち津波警報装置 29か所)	約37,000台 約36,000台	コミュニティセンター等 市役所隸属			36 125			1	1			時点修正
防災行政無線受信機		IP無線機																																																																
屋外拡声子局	緊急告知ラジオ	配置場所	可搬型	車載型	携帯型																																																													
273か所 (うち津波警報装置 29か所)	約37,000台	コミュニティセンター等 市役所隸属			36 125																																																													
		1	1																																																															
防災行政無線受信機		IP無線機																																																																
屋外拡声子局	緊急告知ラジオ	配置場所	可搬型	車載型	携帯型																																																													
273か所 (うち津波警報装置 29か所)	約37,000台 約36,000台	コミュニティセンター等 市役所隸属			36 125																																																													
		1	1																																																															
<p>□ 消防本部・消防署 消防団</p> <p>イ (略)</p>						<p>陸□□上□□移□□動□□局□ 車載□ (5w)□ 卓上□ (5w)□ 可搬□ (5w)□ 携帯□ (1w)□ 消防本部・消防署□ 5□ 27□ 1□ 6□ 61□ 消防団□ □ 86□ □ □ 45□ (副分団長以上)</p> <p>陸□□上□□移□□動□□局□ 車載□ (5w)□ 卓上□ (5w)□ 可搬□ (5w)□ 携帯□ (1w)□ 消防本部・消防署□ 5□ 27□ 1□ 6□ 61□ 消防団□ □ 85.86□ □ □ 45□ (副分団長以上)</p>												時点修正																																																

改正前	改正後	修正理由																																																												
<p>(4) 柏崎コミュニティ放送施設の整備</p> <p>ア 現状</p> <p>株柏崎コミュニティ放送（以下「FMピッカラ」という。）が平成7（1995）年6月20日に開局し、ラジオを通して地域に密着したきめ細かな情報を市民に提供している。</p> <p>また、大きな災害等の発生が予知されるとき、又は発生したときに、市又は災害対策本部からの緊急を要する災害予報、災害情報等を迅速、正確に放送できるように市役所3階に緊急放送割込装置を設置している。</p> <p>令和3（2021）年には耐災害性に優れた市役所新庁舎1階に演奏所を移転し、市と連携して防災情報通信システムの運用を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 防災相互信用無線機の整備</p> <p>災害発生時における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、市、県及び消防、警察等防災関係機関相互の通信が可能な無線局を整備し、運用する。</p> <p>県防災相互信用無線 (令和7（2025）年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">陸 上 移 動 局</th> </tr> <tr> <th></th> <th>車載(10W)</th> <th>卓上(10W)</th> <th>可搬(10W)</th> <th>携帯(5W)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市役所</td> <td>1</td> <td></td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西山町事務所</td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>消防本部・消防署</td> <td>113</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 新潟県総合防災情報システムの整備</p> <p>災害時に被害の軽減を図るため、市と県との間において</p>	陸 上 移 動 局						車載(10W)	卓上(10W)	可搬(10W)	携帯(5W)	市役所	1		6	1	西山町事務所	2		1	1	消防本部・消防署	113	1	6	1	(追加)	(追加)				<p>(4) 柏崎コミュニティ放送施設の整備</p> <p>ア 現状</p> <p>株柏崎コミュニティ放送（以下「FMピッカラ」という。）が平成7（1995）年6月20日に開局し、ラジオを通して地域に密着したきめ細かな情報を市民に提供している。</p> <p>また、大きな災害等の発生が予知されるとき、又は発生したときに、市又は災害対策本部からの緊急を要する災害予報、災害情報等を迅速、正確に放送できるように市役所3階に緊急放送割込装置を設置している。</p> <p>令和3（2021）年には耐災害性に優れた市役所新庁舎1階に演奏所を移転し、市と連携して防災情報通信システムの運用を行う。</p> <p>イ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 防災相互信用無線機の整備</p> <p>災害発生時における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、市、県及び消防、警察等防災関係機関相互の通信が可能な無線局を整備し、運用する。</p> <p>県防災相互信用無線 (令和7（2025）年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">陸 上 移 動 局</th> </tr> <tr> <th></th> <th>車載(10W)</th> <th>卓上(10W)</th> <th>可搬(10W)</th> <th>携帯(5W)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市役所</td> <td>1</td> <td></td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西山町事務所</td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>消防本部・消防署</td> <td>27113</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>86</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	陸 上 移 動 局						車載(10W)	卓上(10W)	可搬(10W)	携帯(5W)	市役所	1		6	1	西山町事務所	2		1	1	消防本部・消防署	27113	1	6	1	消防団	86				<p>時点修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>
陸 上 移 動 局																																																														
	車載(10W)	卓上(10W)	可搬(10W)	携帯(5W)																																																										
市役所	1		6	1																																																										
西山町事務所	2		1	1																																																										
消防本部・消防署	113	1	6	1																																																										
(追加)	(追加)																																																													
陸 上 移 動 局																																																														
	車載(10W)	卓上(10W)	可搬(10W)	携帯(5W)																																																										
市役所	1		6	1																																																										
西山町事務所	2		1	1																																																										
消防本部・消防署	27113	1	6	1																																																										
消防団	86																																																													

改正前	改正後	修正理由
て、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備し、運用する。 <u>(追加)</u>	(9) 新潟県総合防災情報システムの整備 災害時に被害の軽減を図るため、市と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備し、運用する。 <u>併せて、国等との情報共有を図るため、令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システム（S O B O - W E B）に情報を集約できるように努めるものとする。</u> (10) (略)	
第10節 電気通信施設災害予防計画 (略)	第10節 電気通信施設災害予防計画 (略)	
1 設備面の災害予防 電気通信設備の公共性を考慮し、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計 <u>(追加)</u> 並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図るとともに、 <u>(追加)</u> 直接被害を受けなかつた都市相互間の通信が途絶したりマヒしたりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。	1 設備面の災害予防 電気通信設備の公共性を考慮し、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計 <u>(ケーブルの地中化を含む)</u> 並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図るものとし、特に、 <u>地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする</u> 。とともに、また、直接被害を受けなかつた都市相互間の通信が途絶したりマヒしたりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。	県地域防災計画に合わせた修正
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)	
2～5 (略)	2～5 (略)	
第11節 電力施設等災害予防計画 (略)	第11節 電力施設等災害予防計画 (略)	
第12節 ガス施設災害予防計画 (略)	第12節 ガス施設災害予防計画 (略)	
第13節 上水道施設災害予防計画 (略)	第13節 上水道施設災害予防計画 (略)	
第14節 公共下水道・農業集落排水施設等災害予防計画	第14節 公共下水道・農業集落排水施設等災害予防計画	

改正前	改正後	修正理由
<p>(略)</p> <p>第15節 危険物等施設災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 各主体の役割</p> <p>(1) 事業者の役割</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 危険物施設</p> <p>(ア) 消防法の規定に基づく耐震性の確保に努めるとともに、石油貯蔵タンク等については、同法の規定に基づき、早期に耐震改修<u>に努める。</u></p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>ウ～ク (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 毒物劇物貯蔵施設 <u>(追加)</u> 安全対策</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第15節 危険物等施設災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 各主体の役割</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 危険物施設</p> <p>(ア) 消防法の規定に基づく耐震性の確保に努めるとともに、石油貯蔵タンク等については、同法の規定に基づき、早期に耐震改修<u>を図るに努める。</u></p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>ウ～ク (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 毒物劇物貯蔵施設 <u>等</u> 安全対策</p> <p>(略)</p>	文言の修正
<p>第16節 火災予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 各主体の役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>ア 市民の役割</p> <p>(ア) 安全自動消火装置付火気器具の使用 <u>(追加)</u> に努める。</p> <p>(イ)～(ク) (略)</p> <p>イ 地域の役割</p> <p><u>地域の</u> 自主防災組織等 <u>(追加)</u> は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成に努める。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>ア 防火思想の普及促進</p> <p>県民に対して、市町村・消防機関の協力を得ながら、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置 <u>(追加)</u> を促進する。</p> <p>イ～ウ (略)</p>	<p>第16節 火災予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 各主体の役割</p> <p>(1) 市民・企業等の役割</p> <p>ア 市民の役割</p> <p>(ア) 安全自動消火装置付火気器具の使用 <u>や感震ブレーカーの設置等</u> に努める。</p> <p>(イ)～(ク) (略)</p> <p>イ 地域の役割</p> <p><u>地域の</u> 自主防災組織等 <u>がある地域</u> は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成に努める。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>ア 防火思想の普及促進</p> <p>県民に対して、市町村・消防機関の協力を得ながら、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置 <u>及び維持管理の普及</u> を促進する。</p> <p>イ～ウ (略)</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p>

改正前							改正後							修正理由
<p>(3) (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 火災の拡大防止体制の強化</p> <p>地震時には、同時多発火災の発生と延焼による火災の拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努めるものとする。</p> <p>(1) 消防体制の強化</p> <p>ア 消防本部の現状</p> <p>消防本部の令和5（2023）年4月1日現在での状況は次のとおりである。</p>							<p>(3) (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 火災の拡大防止体制の強化</p> <p>地震時には、同時多発火災の発生と延焼による火災の拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努めるものとする。</p> <p>(1) 消防体制の強化</p> <p>ア 消防本部の現状</p> <p>消防本部の令和7（2025）年4月1日現在での状況は次のとおりである。</p>							

	本部 (署)	西分署	高柳分 遣所	西山分 遣所	出雲崎 分遣所	計
職員数	9 3	2 3	1 2	1 6	1 2	15 6
消防ポンプ自動車	3	2	1	1	1	8
はしご自動車	1	1	—	—	—	2
化学消防車	1	—	—	1	—	2
救急自動車	2	1	1	1	1	6
救助工作車	1	—	—	—	—	1
指揮車	1	—	—	—	—	1
小型動力ポンプ付水槽車	1	—	—	—	—	1
資機材	2	—	—	—	—	2

	本部 (署)	西分署	高柳分 遣所	西山分 遣所	出雲崎 分遣所	計
職員数	9 5 9 3	2 2 2 3	1 2	1 6	1 2	15 7 1 5 6
消防ポンプ自動車	3	2	1	1	1	8
はしご自動車	1	1	—	—	—	2
化学消防車	1	—	—	1	—	2
救急自動車	2	1	1	1	1	6
救助工作車	1	—	—	—	—	1
指揮車	1	—	—	—	—	1
小型動力ポンプ付水槽車	1	—	—	—	—	1

改正前							改正後							修正理由
搬送車							資機材搬送車	2	—	—	—	—	2	
人員搬送車	1	—	—	—	—	1	人員搬送車	1	—	—	—	—	1	
広報車	1	—	—	—	—	1	広報車	1	—	—	—	—	1	
火災原因調査車	1	—	—	—	—	1	火災原因調査車	1	—	—	—	—	1	
指揮支援車	1	—	—	—	—	1	指揮支援車	1	—	—	—	—	1	
その他の車両	3	—	—	—	—	3	その他の車両	3	—	—	—	—	3	
イ～エ (略)							イ～エ (略)							
(2) (略)							(2) (略)							
(3)							(3)							
ア (略)							ア (略)							
イ 市及び消防機関は、地震時における市街地の消防水利として防火水槽、耐震性貯水槽が有効であることから、その整備促進を図るものとする。							イ 市及び消防機関は、地震時における市街地の消防水利として防火水槽、耐震性貯水槽が有効であることから、その整備促進を図るものとする。							
市内防火水槽の令和5(2023)年4月1日現在での状況は次のとおりである。							市内防火水槽の令和7(2025)年4月1日現在での状況は次のとおりである。							時点修正
防火水槽の規模			設置数				防火水槽の規模			設置数				
100m ³ 以上			13基				100m ³ 以上			13基				
60m ³ 以上			8基				60m ³ 以上			8基				
40m ³ 以上			130基				40m ³ 以上			132基				
20m ³ 以上			221基				20m ³ 以上			132基				
合 計			372基				合 計			374基				
(4) 消防団の体制強化							(4) 消防団の体制強化							

改正前	改正後	修正理由				
<p>ア 消防団の現状 消防団の<u>令和4（2022）年4月1日現在</u>での状況は次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>消防団数・分団数 団員数 小型動力ポンプ積載車 指揮広報車</td><td>1団6方面隊19分団 1,284人 85台 1台</td></tr> </table>	消防団数・分団数 団員数 小型動力ポンプ積載車 指揮広報車	1団6方面隊19分団 1,284人 85台 1台	<p>ア 消防団の現状 消防団の<u>令和7（2025）年4月1日現在</u>での状況は次のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>消防団数・分団数 団員数 小型動力ポンプ積載車 指揮広報車</td><td>1団6方面隊19分団 1,284人 85台 1台</td></tr> </table>	消防団数・分団数 団員数 小型動力ポンプ積載車 指揮広報車	1団6方面隊19分団 1,284人 85台 1台	時点修正
消防団数・分団数 団員数 小型動力ポンプ積載車 指揮広報車	1団6方面隊19分団 1,284人 85台 1台					
消防団数・分団数 団員数 小型動力ポンプ積載車 指揮広報車	1団6方面隊19分団 1,284人 85台 1台					
<p>イ (略)</p> <p>6 新潟県消防防災ヘリコプター <u>(追加)</u></p> <p>(1) 緊急運航要請手続 ア 火災等が発生し、消防防災ヘリコプター、<u>(追加)</u>の緊急運航要請をしようとする消防本部は、航空隊へ緊急運航の要請を連絡する。(航空隊勤務時間外については、航空隊長又は副隊長に転送される)</p> <table border="1"> <tr> <td>新潟県消防防災航空隊</td><td>電話 (025) 270-0263</td></tr> </table>	新潟県消防防災航空隊	電話 (025) 270-0263	<p>イ (略)</p> <p>6 新潟県消防防災ヘリコプター、<u>UAV等</u></p> <p>(1) 緊急運航要請手続 ア 火災等が発生し、消防防災ヘリコプター、<u>UAV等</u>緊急運航要請をしようとする消防本部は、航空隊へ緊急運航の要請を連絡する。(航空隊勤務時間外については、航空隊長又は副隊長に転送される)</p> <table border="1"> <tr> <td>新潟県消防防災航空隊</td><td>電話 (025) 270-0263</td></tr> </table>	新潟県消防防災航空隊	電話 (025) 270-0263	県地域防災計画に合わせた修正
新潟県消防防災航空隊	電話 (025) 270-0263					
新潟県消防防災航空隊	電話 (025) 270-0263					
<p>イ～エ (略)</p> <p>(2) ヘリポートの整備 災害時には、ヘリコプター <u>(追加)</u>による迅速かつ適切な活動が求められることから、市はヘリポート適地として、小・中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等を臨時離着陸場として指定しておくものとする。 (注) 資料編 5-7 「ヘリポート適地」参照</p> <p>7～9 (略)</p> <p>第17節 廃棄物処理体制整備計画 (略)</p> <p>第18節 鉄道施設災害予防計画</p>	<p>イ～エ (略)</p> <p>(2) ヘリポートの整備 災害時には、ヘリコプター、<u>UAV等</u>による迅速かつ適切な活動が求められることから、市はヘリポート適地として、小・中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等を臨時離着陸場として指定しておくものとする。 (注) 資料編 5-7 「ヘリポート適地」参照</p> <p>7～9 (略)</p> <p>第17節 廃棄物処理体制整備計画 (略)</p> <p>第18節 鉄道施設災害予防計画</p>	文言の追加				

改正前	改正後	修正理由																																								
<p>(略)</p> <p>第19節 救急・救助活動体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 救急救助活動</p> <p>災害発生時の現場における初期活動から救急搬送までの関係機関が、有機的に連携した体制整備を図るものとする。</p> <p>(1) 消防団の対策</p> <p>ア <u>消防団は、災害発生時、一刻も早い現場到着が必要であることから、団員の連絡・参集体制の整備、充実を図るとともに、自主防災組織及び地域住民と協力して一人でも多くの人員で救急・救助を行えるよう、日ごろから自主防災組織及び地域住民との連携による初動体制の確保に努めるものとする。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 消防本部の対策</p> <p>ア 救急・救助体制の整備</p> <p>(ア) 救急隊員、救助隊員の現状</p> <p>救急隊員、救助隊員の<u>令和5（2023）年4月1日</u>の現状は次のとおりである。</p>	<p>(略)</p> <p>第19節 救急・救助活動体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 救急救助活動</p> <p>災害発生時の現場における初期活動から救急搬送までの関係機関が、有機的に連携した体制整備を図るものとする。</p> <p>(1) 消防団の対策</p> <p>ア <u>市町村及び消防本部は、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材・拠点施設の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。</u></p> <p><u>また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</u></p> <p><u>消防団は、災害発生時、一刻も早い現場到着が必要であることから、団員の連絡・参集体制の整備、充実を図るとともに、自主防災組織及び地域住民と協力して一人でも多くの人員で救急・救助を行えるよう、日ごろから自主防災組織及び地域住民との連携による初動体制の確保に努めるものとする。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 消防本部の対策</p> <p>ア 救急・救助体制の整備</p> <p>(ア) 救急隊員、救助隊員の現状</p> <p>救急隊員、救助隊員の<u>令和7（2025）年4月1日</u>の現状は次のとおりである。</p>	<p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>時点修正</p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">救急隊設置状況</th> <th colspan="2">救助隊設置状況</th> </tr> <tr> <th>専 任</th> <th>兼 任</th> <th>専 任</th> <th></th> </tr> <tr> <th>隊 数</th> <th>隊員数</th> <th>隊 数</th> <th>隊員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1 4</td> <td>4</td> <td><u>1 0 0</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 救急・救助体制の整備</p> <p>消防本部は、救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員として高度な応急処</p>	救急隊設置状況		救助隊設置状況		専 任	兼 任	専 任		隊 数	隊員数	隊 数	隊員数	1	1 4	4	<u>1 0 0</u>				1 2	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">救急隊設置状況</th> <th colspan="2">救助隊設置状況</th> </tr> <tr> <th>専 任</th> <th>兼 任</th> <th>専 任</th> <th></th> </tr> <tr> <th>隊 数</th> <th>隊員数</th> <th>隊 数</th> <th>隊員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1 4</td> <td>4</td> <td><u>9 4 1</u> <u>0 0</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 救急・救助体制の整備</p> <p>消防本部は、救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員として高度な応急処</p>	救急隊設置状況		救助隊設置状況		専 任	兼 任	専 任		隊 数	隊員数	隊 数	隊員数	1	1 4	4	<u>9 4 1</u> <u>0 0</u>				1 2	
救急隊設置状況		救助隊設置状況																																								
専 任	兼 任	専 任																																								
隊 数	隊員数	隊 数	隊員数																																							
1	1 4	4	<u>1 0 0</u>																																							
			1 2																																							
救急隊設置状況		救助隊設置状況																																								
専 任	兼 任	専 任																																								
隊 数	隊員数	隊 数	隊員数																																							
1	1 4	4	<u>9 4 1</u> <u>0 0</u>																																							
			1 2																																							

改正前	改正後	修正理由
<p>置を行うことができる救急救命士の育成に努める。更に、高規格救急自動車、救助工作車等の救急・救助資機材の整備を図るものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ 医療機関との情報交換及び緊急患者受入れ確認体制</p> <p><u>同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図るものとする。</u></p>	<p>置を行うことができる救急救命士の育成に努める。更に、高規格救急自動車、救助工作車等の救急・救助資機材の整備を図るものとする。</p> <p><u>なお、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ 医療機関との情報交換及び緊急患者受入れ確認体制</p> <p><u>同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、広域災害救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報共有・伝達体制の確立を図る。</u> <u>同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図るものとする。</u></p>	県地域防災計画にあわせた修正
<p>カ～ク (略)</p> <p>ケ 緊急消防援助隊の要請及び受援</p> <p>消防本部は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 ヘリコプター <u>(追加)</u>による救急・救助活動</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 県の役割</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 航空消防防災体制の充実</p> <p>県は、消防防災ヘリコプター <u>(追加)</u>による救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊航空部隊等の受援体制の整備を図る。</p> <p>(7) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>カ～ク (略)</p> <p>ケ 緊急消防援助隊の要請及び受援</p> <p>消防本部は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。<u>また、デジタル技術の活用による情報収集、分析などの指揮支援体制の強化のための施設・設備の整備等を推進する。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 ヘリコプター、<u>UAV 等</u>による救急・救助活動</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 県の役割</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 航空消防防災体制の充実</p> <p>県は、消防防災ヘリコプター、<u>UAV 等</u>による救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊航空部隊等の受援体制の整備を図る。</p> <p>(7) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	県地域防災計画にあわせた修正
		文言の追加
		文言の追加

改正前	改正後	修正理由
<p>第20節 医療救護体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 各主体の役割</p> <p>(1) 県の役割</p> <p>ア <u>災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（D M A T）及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 新潟県医師会、日本赤十字社県支部、新潟県医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会 <u>(追加)</u>など医療関係団体、新潟D M A T、新潟D P A T、 <u>(追加)</u> 基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。</p> <p>オ～ケ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 市民・企業等の役割</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>医療機関及び医療関係団体は、県職員の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成するものとする。また、そのマニュアルに基づく実践的な訓練等を実施するものとする。</u></p>	<p>第20節 医療救護体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 各主体の役割</p> <p>(1) 県の役割</p> <p>ア <u>県は、災害発生時に市町村、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（D M A T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害支援ナース、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（D M A T）及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。</u></p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 新潟県医師会、日本赤十字社県支部、新潟県医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、<u>新潟県助産師会、新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会</u>など医療関係団体、新潟D M A T、新潟D P A T、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。<u>とともに、J M A T、J D A T、被災地支援薬剤師、災害支援ナース、J D A - D A T、災害リハビリテーション支援チームなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。</u></p> <p>オ～ケ (略)</p> <p>コ <u>県医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名の5名で構成し、全県で30班編成する。県歯科医療救護班は、原則として歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名の4名で構成し、全県で6班編成する。</u></p> <p>(2) 市民・企業等の役割</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県助産師会新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、J M A T、J D A T、被災地支援薬剤師、災害支援ナース、J D A - D A</u></p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第21節 避難体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難場所、避難所の指定及び避難経路の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症 <u>(追加)</u> 対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、<u>平常時</u>から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。 <u>(追加)</u></p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難者の誘致面積及び人口に見合った面積を確保する。<u>(参考：消防庁震災対策指導室編「市町村地域防災計画（震災対策編）検討委員会報告書」では、避難所については3.3m²当たり2人を目安とする。)</u> ただし、感染症禍において避難所を開設する場合は、避難者1人当たり <u>3～4m²</u>の避難スペースを確保するよう努める。</p> <p>ウ～エ (略)</p>	<p>T、災害リハビリテーション支援チームなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。医療機関及び医療関係団体は、県職員の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成するものとする。また、そのマニュアルに基づく実践的な訓練等を実施するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第21節 避難体制整備計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難場所、避難所の指定及び避難経路の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症 <u>等 (指定感染症及び新感染症を含む)</u> 対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、<u>災害発生前平常時</u>から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。</p> <p>ケ <u>災害時に住民が集団で避難することが予想される指定緊急避難場所以外の施設等について、平時から把握に努め、必要に応じて指定緊急避難場所や津波避難ビルとして新たに指定する。</u></p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難者の誘致面積及び人口に見合った面積を確保する。<u>(参考：消防庁震災対策指導室編「市町村地域防災計画（震災対策編）検討委員会報告書」では、避難所については3.3m²当たり2人を目安とする。)</u> ただし、感染症禍において避難所を開設する場合は、避難者1人当たり <u>3.5～4m²</u>の避難スペースを確保するよう努める。</p> <p>ウ～エ (略)</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>オ 避難所には、貯水槽、井戸、<u>(追加)</u>仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話<u>(追加)</u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努める。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>キ～コ (略) <u>(追加)</u></p>	<p>オ 避難所には、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努める。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</p> <p>キ～コ (略)</p> <p>サ 指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>シ 避難所の良好な生活環境の断続的な確保のために、専門家、N P O・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</p> <p>ス 保健師、福祉関係者、N P O等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。</p> <p>セ 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</p> <p>ソ やむを得ず車中泊による避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</p> <p>タ 県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、厚生労働省に対して、災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を迅</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第22節 文教施設等災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第23節</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 文化財所有者 <u>(追加)</u> は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。</p> <p>イ 市は、適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた地震災害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者 <u>(追加)</u> に対してもその指導・助言を行う。</p> <p>ウ 県は、文化財保護指導員の巡回報告や市からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市及び文化財所有者 <u>(追加)</u> に対して、地震災害への予防措置等の指導・助言を行う。</p> <p>(2) 文化財の種別ごとの対策</p> <p>ア 建造物</p> <p>文化財所有者 <u>(追加)</u> は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>イ 美術工芸品、<u>有形文化財</u></p> <p>文化財所有者 <u>(追加)</u> は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行う</p>	<p><u>速に要請する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第22節 文教施設等災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>第23節</p> <p>(略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 文化財所有者 <u>等</u> は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の <u>管修</u> 理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。</p> <p>イ 市は、適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた地震災害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者 <u>等</u> に対してもその指導・助言を行う。</p> <p>ウ 県は、文化財保護指導員の巡回報告や市からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市及び文化財所有者 <u>等</u> に対して、地震災害への予防措置等の指導・助言を行う。</p> <p>(2) 文化財の種別ごとの対策</p> <p>ア 建造物</p> <p>文化財所有者 <u>等</u> は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>イ 美術工芸品、<u>有形文化財</u></p> <p>文化財所有者 <u>等</u> は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに</p>	<p>文言の修正</p> <p>以下、文言の修正および追加</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>とともに、保存・展示方法等についても隨時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。</p> <p>史跡、名勝及び天然記念物</p> <p>文化財所有者 <u>(追加)</u> は定期的な巡視によって現状を把握し、地震災害による倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。</p>	<p>に、保存・展示方法等についても隨時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。</p> <p>史跡、名勝及び天然記念物</p> <p>文化財所有者 <u>等</u> は定期的な巡視によって現状を把握し、地震災害による倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。</p>	
<p>2 市民・地域等の役割</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、<u>(追加)</u> 所有者 <u>(追加)</u> 又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 文化財所有者 <u>及び管理責任者</u></p> <p>文化財の日常管理に心がけるとともに、地震に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。</p>	<p>2 市民・地域等の役割</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、<u>文化財</u> 所有者 <u>等</u> 又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 文化財所有者 <u>等及び管理責任者</u></p> <p>文化財の日常管理に心がけるとともに、地震に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。</p>	
<p>3 市の役割</p> <p>(1) 指定文化財への対策</p> <p>ア 国及び県指定等文化財</p> <p>市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県 <u>(追加)</u> に報告する。また、その修理・修復に関する役割や災害時の対応等を、関係機関及び <u>(追加)</u> 所有者 <u>(追加)</u> ・管理者と事前に調整し、確認しておく。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 未指定文化財への対策</p> <p>文化財の所在情報を得ながら、<u>(追加)</u> 所有者 <u>(追加)</u> ・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。</p>	<p>3 市の役割</p> <p>(1) 指定文化財への対策</p> <p>ア 国及び県指定等文化財</p> <p>市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県 <u>観光文化スポーツ部</u> に報告する。また、その修理・修復に関する役割や災害時の対応等を、関係機関及び <u>文化財</u> 所有者 <u>等・管理者</u> と事前に調整し、確認しておく。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 未指定文化財への対策</p> <p>文化財の所在情報を得ながら、<u>文化財</u> 所有者 <u>等・管理者</u> に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。</p>	
<p>4 県の役割</p>	<p>4 県の役割</p>	

改正前	改正後	修正理由
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 未指定文化財への対策 文化財の所在情報を得ながら、<u>(追加)</u>所有者<u>(追加)</u>・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。</p> <p>第24節 要配慮者の安全確保計画 (略)</p> <p>1 要配慮者に対する対策</p> <p>(1) 地区コミュニティの形成等 ア 行政による支援 迅速な避難行動等ができない要配慮者を震災から守るには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地区コミュニティの形成が要配慮者の救済の基盤となるものである。このため、市及び県は、避難支援等関係者、要配慮者利用施設、柏崎市社会福祉協議会、<u>(追加)</u>老人クラブ及び民間ボランティア団体等による要配慮者に対する声かけ運動や安否確認などの住民相互支援活動への支援に努めるものとする。</p> <p>イ 要配慮者の情報把握 市は、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿等を整備するなどして、必要な情報の把握に努めるものとする。情報の把握に当たっては、避難支援等関係者等と十分連絡をとり、プライバシーに配慮して行う。 市は、消防・警察と情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。また、必要に応じて要配慮者に保健師、ホームヘルパー等を派遣し日常的な安否確認に努め、避難支援等関係者等と協力して要配慮者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 未指定文化財への対策 文化財の所在情報を得ながら、<u>文化財</u>所有者<u>等・管理者</u>に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。</p> <p>第24節 要配慮者の安全確保計画 (略)</p> <p>1 要配慮者に対する対策</p> <p>(1) 地区コミュニティの形成等 ア 行政による支援 迅速な避難行動等ができない要配慮者を震災から守るには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地区コミュニティの形成が要配慮者の救済の基盤となるものである。このため、市及び県は、避難支援等関係者、要配慮者利用施設、柏崎市社会福祉協議会、<u>NPO</u>、老人クラブ及び民間ボランティア団体等による要配慮者に対する声かけ運動や安否確認などの住民相互支援活動への支援に努めるものとする。</p> <p>イ 要配慮者の情報把握 市は、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿等を整備するなどして、必要な情報の把握に努めるものとする。情報の把握に当たっては、避難支援等関係者等と十分連絡をとり、プライバシーに配慮して行う。 市は、消防・警察と情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。また、必要に応じて要配慮者に保健師、ホームヘルパー等を派遣し日常的な安否確認に努め、避難支援等関係者等と協力して要配慮者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進するものとする。</p> <p><u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>(3) 要配慮者支援体制の整備、促進 (略)</p> <p>ア 情報伝達体制の整備</p> <p>市は、平時から要配慮者と接している避難支援等関係者、柏崎市社会福祉協議会、要配慮者利用施設及び柏崎地域国際化協会等との連携を深め、発災時はこれらのネットワークを安否確認及び避難指示等の災害情報伝達に活用すること。</p> <p>市及び県は、要配慮者の特性に応じて、緊急通報システム、防災情報メール等の情報通信機器等の整備・活用に努め、外出中の要配慮者の避難を容易にするため、不特定多数の人が集まる場所に避難場所、避難所への誘導標識等の設置に努めるものとする。</p> <p>外国人 <u>(追加)</u> は、言葉や生活習慣の違いから、災害への適切な対応ができないので、事前に、外国人 <u>(追加)</u> に理解可能な方法により、必要な情報をきちんと伝達しておく必要がある。</p> <p>市及び柏崎地域国際化協会は、災害時の対応方法について、外国人に対する情報提供を推進する。</p> <p>市は、必要に応じて、避難要領の外国語リーフレットの配布や外国人参加の防災訓練等を実施するものとする。</p> <p>イ 要配慮者避難支援計画の整備・促進</p> <p>要配慮者の支援対策として、要配慮者支援に関する「要配慮者避難支援全体計画（以下「全体計画」という。）と、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援実施者、避難先、避難方法等を記載した個別避難計画で構成するものとし、次の点に留意し整備・促進を図り避難支援等関係者と情報共有するものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 安否確認及び避難誘導体制の整備</p> <p>a 市は、避難支援等関係者、防災・福祉関係機関、警察署、消防署及び消防団等の協力を得て、避難行動要支援者に対し、緊急かつ着実な</p>	<p>(3) 要配慮者支援体制の整備、促進 (略)</p> <p>ア 情報伝達体制の整備</p> <p>市は、平時から要配慮者と接している避難支援等関係者、柏崎市社会福祉協議会、要配慮者利用施設及び柏崎地域国際化協会等との連携を深め、発災時はこれらのネットワークを安否確認及び避難指示等の災害情報伝達に活用すること。</p> <p>市及び県は、要配慮者の特性に応じて、緊急通報システム、防災情報メール等の情報通信機器等の整備・活用に努め、外出中の要配慮者の避難を容易にするため、不特定多数の人が集まる場所に避難場所、避難所への誘導標識等の設置に努めるものとする。</p> <p>外国人 <u>や訪日外国人旅行者</u> は、言葉や生活習慣の違いから、災害への適切な対応ができないので、事前に、外国人 <u>や訪日外国人旅行者</u> に理解可能な方法により、必要な情報をきちんと伝達しておく必要がある。</p> <p>市及び柏崎地域国際化協会は、災害時の対応方法について、外国人に対する情報提供を推進する。</p> <p>市は、必要に応じて、避難要領の外国語リーフレットの配布や外国人参加の防災訓練等を実施するものとする。</p> <p>イ 要配慮者避難支援計画の整備・促進</p> <p>要配慮者の支援対策として、要配慮者支援に関する「要配慮者避難支援全体計画（以下「全体計画」という。）と、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援実施者、避難先、避難方法等を記載した個別避難計画で構成するものとし、次の点に留意し整備・促進を図り避難支援等関係者と情報共有するものとする。</p> <p><u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 安否確認及び避難誘導体制の整備</p> <p>a 市は、避難支援等関係者、防災・福祉関係機関、警察署、消防署及び消防団等の協力を得て、避難行動要支援者に対し、緊急かつ着実な</p>	<p>文言の追加</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>避難指示等がされるよう防災行政無線、広報車による情報伝達に加え、テレビ、ラジオ及び携帯電話メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速に避難情報等を伝達する。</p> <p>b 避難支援等関係者は避難行動要支援者名簿を下に、平時から名簿の活用、避難行動要支援者の特性に合わせた適切な避難支援方法等を協議し、安否確認及び避難誘導体制などの避難支援等の整備を図る。</p> <p>なお、市は重度の介護の必要な者の避難受入先は、できる限り避難行動要支援者の避難の受入れに関する協定書を締結している要配慮者利用施設とし、あらかじめこれらの施設と受入れに関して協議する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>避難指示等がされるよう防災行政無線、広報車による情報伝達に加え、テレビ、ラジオ及び携帯電話メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速に避難情報等を伝達する。</p> <p>b 避難支援等関係者は避難行動要支援者名簿を下に、平時から名簿の活用、避難行動要支援者の特性に合わせた適切な避難支援方法等を協議し、安否確認及び避難誘導体制などの避難支援等の整備を図る。</p> <p>なお、市は重度の介護の必要な者の避難受入先は、できる限り避難行動要支援者の避難の受入れに関する協定書を締結している要配慮者利用施設とし、あらかじめこれらの施設と受入れに関して協議する。</p> <p><u>c 在宅や車中泊など、避難所外に避難する避難行動要支援者については、個別避難計画の作成により安否確認する体制整備を図る。</u></p>	県地域防災計画に合わせた修正
<p>(4) 避難所の設置・運営に関する体制の整備</p> <p>市は、避難支援等関係者の協力を得ながら、<u>(追加)</u>要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障害者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障害特性に配慮した<u>(追加)</u>伝達手段を確保する体制整備を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(4) 避難所の設置・運営に関する体制の整備</p> <p>市は、避難支援等関係者の協力を得ながら、<u>要配慮者の多様な視点を取り入れた体制づくりに努め、</u>要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障害者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障害特性に配慮した多様な情報伝達手段を確保する体制整備を図る。</p> <p><u>また、地域の実情や必要に応じて、福祉関連施設等の指定により福祉避難所を確保するよう努める。</u></p>	県地域防災計画に合わせた修正
<p>ウ～エ (略)</p> <p>オ 一般避難所での生活が困難な要配慮者については、避難行動要支援者の避難の受入れに関する協定書を締結している要配慮者利用施設への緊急入所や避難所内の福祉避難室、福祉避難所、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。</p> <p>(5) 保健・福祉対策</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p>	<p>ウ～エ (略)</p> <p>オ 一般避難所での生活が困難な要配慮者については、避難行動要支援者の避難の受入れに関する協定書を締結している要配慮者利用施設への緊急入所や避難所内の福祉避難室、福祉避難所、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。</p> <p>(5) 保健・福祉対策</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p>	県地域防災計画に合わせた修正

改正前	改正後	修正理由
<u>(追加)</u>	<p><u>ウ 情報提供</u> <u>災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が、要配慮者の障害の種類及び程度に応じて的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進を図る。</u></p> <p><u>エ 緊急の通報</u> <u>障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようとするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進を図る。</u></p>	県地域防災計画に合わせた修正
(6)～(7) (略) 2 (略)	(6)～(7) (略) 2 (略)	
第25節 ボランティア活動計画 (略)	第25節 ボランティア活動計画 (略)	
第26節 積雪期の地震災害予防計画 (略)	第26節 積雪期の地震災害予防計画 (略)	
第27節 食料品・生活必需品等の確保計画 災害時においては、自宅が倒壊あるいは交通網のマヒ等により、市民及び一時的滞在者が食料品や生活必需品等を調達できなくなることが予想される。 このため、備蓄に当たっては、自助・共助・公助の考え方に基づき、県は、全県的な備蓄の調整を行い、中越地震災の規模に対応できる備蓄量を確保し、災害時には被災地への支援の指示を、県内市町村へ出すものとしている。また、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、屋内でフォークリフトの使用や大型車の乗り入れができる物資拠点を選定する。 市は、中越沖地震での避難者数及び県が示した人口規模を基に、保健衛生班管理栄養士等と連携して、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者など、特別な配慮が必要な食料品を含めて、適切な品目及び数量の備蓄を必要最小限行	第27節 食料品・生活必需品等の確保計画 災害時においては、自宅が倒壊あるいは交通網のマヒ等により、市民及び一時的滞在者が食料品や生活必需品等を調達できなくなることが予想される。 このため、備蓄に当たっては、自助・共助・公助の考え方に基づき、県は、全県的な備蓄の調整を行い、中越地震災の規模に対応できる備蓄量を確保し、災害時には被災地への支援の指示を、県内市町村へ出すものとしている。また、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、屋内でフォークリフトの使用や大型車の乗り入れができる物資拠点を選定する。 市は、中越沖地震での避難者数及び県が示した人口規模を基に、保健衛生班管理栄養士等と連携して、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者など、特別な配慮が必要な食料品を含めて、適切な品目及び数量の備蓄を必要最小限行	

改正前	改正後	修正理由
<p>い、年齢、性差、障害等に対応できる体制を整え、災害時に速やかに食料品、生活必需品等を供給する。また、必要最小限の備蓄以外は、民間企業の保有する流通在庫を活用する。</p> <p>県及び市は、民間事業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p>県及び市は、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>い、年齢、性差、障害等に対応できる体制を整え、災害時に速やかに食料品、生活必需品等を供給する。また、必要最小限の備蓄以外は、民間企業の保有する流通在庫を活用する。</p> <p>県及び市は、民間事業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を確保把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p>県及び市は、<u>新物資物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p><u>県及び市は、交通の途絶等により地域が孤立した場合においても、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、UAV等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>1 各主体の役割 (1) ~ (2) (略) (3) 県の役割 ア 物資等の備蓄 市町村が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に<u>食料及び物資等</u>を備蓄する。</p> <p>イ～オ (略) カ(ア) 家庭、企業・事業所、学校等に対して、<u>(追加)</u> 災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資</p>	<p>県地 域防災 計画に合 わせた修 正</p> <p>防災基本計 画にあわせ た修正</p> <p>防災基本計 画にあわせ た修正</p> <p>防災基本計 画にあわせ た修正</p>
<p>1 各主体の役割 (1) ~ (2) (略) (3) 県の役割 ア 物資等の備蓄 市町村が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に<u>水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材食料及び物資等</u>を備蓄する。</p> <p>イ～オ (略) カ(ア) 家庭、企業・事業所、学校等に対して、<u>避難所の備蓄に全てを頼ることのないよう、災害備蓄の</u></p>		<p>防災基本計 画にあわせ た修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>の供給計画について、普及啓発する。</p> <p>(イ) (略) <u>(追加)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 市の役割</p> <p>ア 物資等の備蓄</p> <p>(ア) 市・県の備蓄分担割合に基づき<u>食料及び物資等</u>を備蓄する。</p> <p>(イ) ~ (ウ) (略)</p> <p>イ~ウ (略)</p> <p>エ 市民への普及啓発</p> <p>(ア) 市は、家庭、企業・事業所、学校等に対して、<u>(追加)</u>災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について普及啓発する。</p> <p>(イ) ~ (ウ) (略) <u>(追加)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、普及啓発する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p><u>キ 市町村の体制整備の支援</u> <u>交通の途絶等により地域が孤立した場合に備え、集落共用の備蓄や保管場所の確保等、物資の供給体制を事前に検討し、整備する市町村を支援する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 市の役割</p> <p>ア 物資等の備蓄</p> <p>(ア) 市・県の備蓄分担割合に基づき<u>水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材</u>食料及び物資等を備蓄する。</p> <p>(イ) ~ (ウ) (略)</p> <p>イ~ウ (略)</p> <p>エ 市民への普及啓発</p> <p>(ア) 市は、家庭、企業・事業所、学校等に対して、<u>避難所の備蓄に全てを頼ることのないよう、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について普及啓発する。</u></p> <p>(イ) ~ (ウ) (略)</p> <p><u>オ 孤立可能性集落における対応</u> <u>交通の途絶等により地域が孤立した場合に備え、集落共用の備蓄や保管場所の確保等、物資の供給体制を事前に検討し、整備する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>
<p>第28節 事業所等の事業継続</p> <p>(略)</p> <p>第29節 行政機関等の業務継続</p> <p>(略)</p>	<p>第28節 事業所等の事業継続</p> <p>(略)</p> <p>第29節 行政機関等の業務継続</p> <p>(略)</p>	

第1編（地震災害対策編）第3章 災害応急対策

改正前	改正後	修正理由
第1節 災害対策本部の組織・運営対策 (略) 1～2 (略) 3 災害対策本部の組織編成 災害対策本部の組織運営及び事務分掌は、柏崎市災害対策本部条例に基づき、市の行政組織における平時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるように定める。 更に、防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を災害対策本部の下に設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。 (1)～(2) (略) (3) 本部員 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、教育長、危機管理監、柏崎市部制条例第1条に規定する部の部長、 <u>福祉保健部参事</u> 、上下水道局長、教育部長、消防長及び議会事務局長をもって充てる。 (4)～(8) (略) 4 (略)	第1節 災害対策本部の組織・運営対策 (略) 1～2 (略) 3 災害対策本部の組織編成 災害対策本部の組織運営及び事務分掌は、柏崎市災害対策本部条例に基づき、市の行政組織における平時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるように定める。 更に、防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を災害対策本部の下に設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。 (1)～(2) (略) (3) 本部員 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、教育長、危機管理監、柏崎市部制条例第1条に規定する部の部長、 <u>福祉保健部参事</u> 、上下水道局長、教育部長、消防長及び議会事務局長をもって充てる。 (4)～(8) (略) 4 (略)	
第2節 職員の配備・招集対策 (略)	第2節 職員の配備・招集対策 (略)	時点修正
第3節 防災関係機関の相互協力体制 (略)	第3節 防災関係機関の相互協力体制 (略)	
1 各主体の責務 (1) 市の責務 ア 被災した場合にあっては、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認めた場合は、速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。 イ 被災した市町村から応援を求められた場合にあっては、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。 なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 (追加) ウ～オ (略) カ 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や県及び他の市町村等から応援を受けることができるよう、あらかじめ府内全体の受	1 各主体の責務 (1) 市の責務 ア 被災した場合にあっては、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認めた場合は、速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。 イ 被災した市町村から応援を求められた場合にあっては、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。 なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 この際は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。 ウ～オ (略) カ 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や県及び他の市町村等から応援を受けることができるよう、あらかじめ府内全体の受	県地域防災計画に合わせた修正

改正前	改正後	修正理由
<p>援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルスを含む感染症（追加）対策のため、適切な空間の確保に配慮する。（追加）</p> <p>カ 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や県及び他の市町村等から応援を受けることができるよう、あらかじめ府内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項などを応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。</p> <p>キ（略）</p> <p>（2）県の責務</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に国又は他の都道府県等から応援を受けることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法などの必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。</p>	<p>援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、新型コロナウイルスを含む感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</p> <p>カ 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や県及び他の市町村等から応援を受けることができるよう、あらかじめ府内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項などを応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。</p> <p>キ（略）</p> <p>（2）県の責務</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に円滑かつ迅速に国又は他の都道府県等から応援を受けることができるよう、あらかじめ府内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項などを応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法などの必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。</p>	防災基本計画にあわせた修正
		県地域防災計画にあわせた修正

改正前	改正後	修正理由
<p>カ (略)</p> <p>キ 市町村が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。<u>(追加)</u> また、被災により市町村が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。</p> <p>ク～ス (略) <u>(追加)</u></p> <p>(3) その他の防災関係機関の責務 ア～イ (略) <u>(追加)</u></p> <p>ウ ライフライン事業者は、必要に応じ、災害応急対策に関し、広域的応援体制をとるよう努める。</p> <p>エ 災害規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置付けるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。</p> <p>オ 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。 <u>(追加)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>カ (略)</p> <p>キ 市町村が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。<u>この際は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。</u> また、被災により市町村が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。</p> <p>ク～ス (略) <u>県は、在宅避難者等の状況把握や支援等において、ボランティア、NPO及び民間団体等と協力して行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。</u></p> <p>(3) その他の防災関係機関の責務 ア～イ (略) <u>ウ 国〔内閣府〕は、内閣府調査チームを派遣した場合は、国〔各省庁〕にその旨を連絡し、国〔各省庁〕は、その連絡を受け、被害状況を踏まえ、必要に応じ職員を現地に派遣するものとする。この際、国〔各省庁〕は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。</u></p> <p><u>エウ ライフライン事業者は、必要に応じ、災害応急対策に関し、広域的応援体制をとるよう努める。</u></p> <p><u>オエ 災害規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置付けるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。</u></p> <p><u>カオ 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。</u></p> <p>キ <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由																		
<p>第4節 防災通信施設応急対策 (略)</p> <p>第5節 被災状況等収集伝達対策</p> <p>(略)</p> <p>1 実施担当部、班及び県への報告 災害対策本部設置前においては、防災・原子力課長が各部に被害状況等の報告を求め、これを整理して県へ報告する。 災害対策本部設置後においては、財務部本部記録班長が各部の報告に基づき被害状況を整理し、危機管理部総合調整班長はこれを県へ報告する。また、職員は参集途上等において被害を知ったときは、直ちに上司に報告し、災害応急対策活動が時期を失すことのないように努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理部</td> <td>総合調整班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県に対する各種報告に関すること。 ・災害情報の収集に関すること。 ・東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所との連絡及び調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>総合企画部</td> <td>総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当内容	危機管理部	総合調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・県に対する各種報告に関すること。 ・災害情報の収集に関すること。 ・東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所との連絡及び調整に関すること。 	総合企画部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 	<p>第4節 防災通信施設応急対策 (略)</p> <p>第5節 被災状況等収集伝達対策</p> <p>(略)</p> <p>1 実施担当部、班及び県への報告 災害対策本部設置前においては、防災・原子力課長が各部に被害状況等の報告を求め、これを整理して県へ報告する。 災害対策本部設置後においては、財務部本部記録班長が各部の報告に基づき被害状況を整理し、危機管理部総合調整班長はこれを県へ報告する。また、職員は参集途上等において被害を知ったときは、直ちに上司に報告し、災害応急対策活動が時期を失すことのないように努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理部</td> <td>総合調整班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・県に対する各種報告に関すること。 ・災害情報の収集に関すること。 ・東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所との連絡及び調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>総合企画部</td> <td>総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当内容	危機管理部	総合調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・県に対する各種報告に関すること。 ・災害情報の収集に関すること。 ・東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所との連絡及び調整に関すること。 	総合企画部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 	
部	班	担当内容																		
危機管理部	総合調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・県に対する各種報告に関すること。 ・災害情報の収集に関すること。 ・東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所との連絡及び調整に関すること。 																		
総合企画部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 																		
部	班	担当内容																		
危機管理部	総合調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・県に対する各種報告に関すること。 ・災害情報の収集に関すること。 ・東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所との連絡及び調整に関すること。 																		
総合企画部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 																		

改正前		改正後		修正理由
情報・交通班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電算処理システムの機能確保に関すること。 ・電話等の通信状況、ガス及び電力の供給状況に関すること。 ・鉄道、バス等の運行状況に関すること。 	情報・交通班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電算処理システムの機能確保に関すること。 ・電話等の通信状況、ガス及び電力の供給状況に関すること。 ・鉄道、バス等の運行状況に関すること。 	
広報・報道班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報を電算システムにより各課に周知すること。 ・災害情報をホームページに掲載すること。 ・ソーシャルメディア、緊急速報・エリアメール等の発信操作に関すること。 ・災害の状況及び応急対策等の推進状況に係る写真・ビデオ等並びにその他資料等の収集整理等に関すること。 	広報・報道班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報を電算システムにより各課に周知すること。 ・災害情報をホームページに掲載すること。 ・ソーシャルメディア、緊急速報・エリアメール等の発信操作に関すること。 ・災害の状況及び応急対策等の推進状況に係る写真・ビデオ等並びにその他資料等の収集整理等に関すること。 	

改正前			改正後			修正理由
部	班	担当内容	部	班	担当内容	
財務部	本部記録班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の記録に関すること。 ・部に係る被害状況の集約及び報告に関するこ ・各部からの災害情報及び被害状況の整理に関するこ 	財務部	本部記録班	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の記録に関するこ ・部に係る被害状況の集約及び報告に関するこ ・各部からの災害情報及び被害状況の整理に関するこ 	
	被害調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋、構築物等の被害状況調査及び報告に関するこ ・被災者台帳の作成及び管理に関するこ 		被害調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋、構築物等の被害状況調査及び報告に関するこ ・被災者台帳の作成及び管理に関するこ 	
市民生活部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る被害状況の集約及び報告に関するこ 	市民生活部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る被害状況の集約及び報告に関するこ 	
	救助班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設営及び被災者の収用に関するこ ・避難者台帳の作成及び管理並びに避難者の安否情報の問い合わせに関するこ 		救助班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設営及び被災者の収用に関するこ ・避難者台帳の作成及び管理並びに避難者の安否情報の問い合わせに関するこ 	
	地域事務所班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域事務所に係る被害状況の集約及び報告に関するこ 		地域事務所班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域事務所に係る被害状況の集約及び報告に関するこ 	

改正前		改正後		修正理由
福祉保健部	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 ・<u>生活保護世帯</u>、障がい者世帯、高齢者世帯等の被害調査及び救護に関すること。 ・要配慮者利用施設の災害対策、被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 ・<u>生活保護世帯</u>、障がい者世帯、高齢者世帯等の被害調査及び救護に関すること。 ・要配慮者利用施設の災害対策、被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。 	市の実運用にあわせた修正
子ども未来部	保育班	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 	
産業振興部	農林水産班	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 ・農林水産業関係の被害調査に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 ・農林水産業関係の被害調査に関すること。 	
	商業観光班	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。 	
	物資供給班	<ul style="list-style-type: none"> ・工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・物資供給に係る輸送機関の運行状況に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・物資供給に係る輸送機関の運行状況に関すること。 	

改正前			改正後			修正理由
都市整備部	総務班	・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。	都市整備部	総務班	・部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。	
	建設班	・公園施設の被害調査及び報告に関すること。 ・道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所の被害調査、点検、パトロール、応急対策及び応急復旧に関すること。		建設班	・公園施設の被害調査及び報告に関すること。 ・道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所の被害調査、点検、パトロール、応急対策及び応急復旧に関すること。	
	住宅班	・公営住宅の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。		住宅班	・公営住宅の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。	
上下水道部	水道下水道情報 計画班	・被害状況及び復旧作業進捗状況の調査に関すること。 ・部に係る被害状況及び復旧状況の集約及び報告に関すること。 ・国、県、日本水道協会等関係機関に対する被害状況及び復旧状況の報告に関すること。	上下水道部	水道下水道情報 計画班	・被害状況及び復旧作業進捗状況の調査に関すること。 ・部に係る被害状況及び復旧状況の集約及び報告に関すること。 ・国、県、日本水道協会等関係機関に対する被害状況及び復旧状況の報告に関すること。	

改正前	改正後	修正理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策情報の集約及び記録の作成に関すること。 	
水道復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況の把握及び記録並びに水道施設の管守に関すること。 	
下水道復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害状況の把握及び記録並びに下水道施設の管守に関すること。 	
<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 各部担当班長の任務 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 危機管理監は、市民の生命、身体及び財産に被害が及ぶおそれのあるとき又は及んだときは、財務部被害調査班長を実施責任者とする調査班を組織し、世帯別被害状況の調査及び整理に従事させるものとする。<u>(追加)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>第6節 広報対策</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 広報の手段 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) ラジオ、テレビを通じた広報 (略) 〈各放送機関の連絡先〉</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 各部担当班長の任務 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 危機管理監は、市民の生命、身体及び財産に被害が及ぶおそれのあるとき又は及んだときは、財務部被害調査班長を実施責任者とする調査班を組織し、世帯別被害状況の調査及び整理に従事させるものとする。<u>また、災害本部等を含む救助機関は、市民の生命、身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>第6節 広報対策</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 広報の手段 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) ラジオ、テレビを通じた広報 (略) 〈各放送機関の連絡先〉</p>	県地域防災計画にあわせた修正

改正前						改正後						修正理由
機関名	所在地	電話(代表)	電話(緊急時)	FAX	責任者	機関名	所在地	電話(代表)	電話(緊急時)	FAX	責任者	
NHK	新潟市中央区岸町1-49	025-230-1616	025-265-1141	025-265-1145	放送部長	NHK	新潟市中央区岸町1-49	025-230-1616	025-265-1141	025-265-1145	コンテンツセンター長	機構変更による修正
BSN	新潟市中央区岸町3-18	025-267-4111	025-267-3469	025-267-4410	報道担当部長	BSN	新潟市中央区岸町3-18	025-267-4111	025-267-3469	025-267-4410	一長	
NST	新潟市中央区八千代2-3-1	025-245-8181	025-249-8900	025-249-8881	報道部長	NST	新潟市中央区八千代2-3-1	025-245-8181	025-249-8900	025-249-8881	報道担当部長	
TeNY	新潟市中央区新潟町1-11	025-283-1111	025-283-8152	025-283-8159	報道部長	TeNY	新潟市中央区新潟町1-11	025-283-1111	025-283-8152	025-283-8159	報道部長	
UX	新潟市中央区下大川前通六ノ町 2230-19	025-223-0021	025-223-7009	025-223-8828	報道グループ長	UX	新潟市中央区下大川前通六ノ町 2230-19	025-223-0021	025-223-7009	025-223-8828	報道部長	
FM新潟	新潟市中央区幸西4-3-5	025-246-2311	025-246-2314	025-245-3399	放送事業本部長	FM新潟	新潟市中央区幸西4-3-5	025-246-2311	025-246-2314	025-245-3399	放送事業本部長	

(8) (略)
4~6 (略)

7 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第7節 避難及び避難所対策

(略)

1~8 (略)

9 避難所の開設及び管理

(1) 避難所の開設

避難所は、優先して開設する避難所として小・中学校、コミュニティセンター等の公共施設を使用するが、災害及び地域の状況により集会所等を避難所に充てる。この場合において、夜間、休日に急を要する場合、優先して開設する避難所における鍵開けは、別に定める「自然災害発生時における職員応急対策マニュアル」によりあらかじめ指定されている鍵保管職員又は施設管理者が行い、その他の避難所の鍵開けは開設連絡担当課が開設指示を施設管理者へ伝え、連絡を受けた施設管理者が行う。 (避難所

(8) (略)
4~6 (略)

7 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中にDV・ストーカー・児童虐待等の被害者配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第7節 避難及び避難所対策

(略)

1~8 (略)

9 避難所の開設及び管理

(1) 避難所の開設

避難所は、優先して開設する避難所として小・中学校、コミュニティセンター等の公共施設を使用するが、災害及び地域の状況により集会所等を避難所に充てる。この場合において、夜間、休日に急を要する場合、優先して開設する避難所における鍵開けは、別に定める「自然災害発生時における職員応急対策マニュアル」によりあらかじめ指定されている鍵保管職員又は施設管理者が行い、その他の避難所の鍵開けは開設連絡担当課が開設指示を施設管理者へ伝え、連絡を受けた施設管理者が

改正前	改正後	修正理由
<p>は、資料編4－1「避難場所及び避難所 別表1」参照) また、優先して開設する避難所の鍵保管職員及び施設管理者は、施設の被害状況を確認し避難所機能が確保できると判断した場合は、地区コミュニティ協議会、町内会、自主防災組織等と連携を図り避難所の運営体制を整える。(追加)</p> <p>都市整備部住宅班は、避難所の安全性を確認するため、避難所を開設する場合は、必要に応じ応急危険度調査を実施する。</p> <p>市民生活部救助班は、福祉保健部福祉班、要配慮者支援班、文教部学校教育班、社会教育班、体育施設班の協力を得て地区コミュニティ協議会、町内会及び自主防災組織等と連携を図りながら避難場所へ避難した被災者のうち、必要とする者に対して避難所を開設し、施設管理者、地区コミュニティ協議会、町内会、自主防災組織等と連携を図り運営に当たる。</p> <p>特に、小・中学校及びコミュニティセンターが避難所となった場合、避難所運営については、教職員及びコミュニティ組織の協力を得るものとするが、教育活動及びコミュニティ活動に支障とならないよう十分留意する。また、要配慮者の特性に配慮し、「柏崎市要配慮者避難支援全体計画」を踏まえ、「福祉避難所運営マニュアル」に基づき、災害時の避難誘導に当たることとする。</p> <p>なお、避難者の健全な住生活の確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めるものとする。(追加)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 避難所における主な活動 (略) ア～ゾ (略) (追加)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>10～16 (略)</p> <p>17 避難所での感染症予防対策 県及び市は、被災地において<u>新型コロナウイルスを含む</u>感染症(追加)の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養</p>	<p>行う。(避難所は、資料編4－1「避難場所及び避難所 別表1」参照) また、優先して開設する避難所の鍵保管職員及び施設管理者は、施設の被害状況を確認し避難所機能が確保できると判断した場合は、地区コミュニティ協議会、町内会、自主防災組織等と連携を図り避難所の運営体制を整える。運営体制の構築に当たっては、女性、妊娠婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の多様な視点を取り入れた体制構築を推進する。また、配置人員の役割分担を明確にする。</p> <p>都市整備部住宅班は、避難所の安全性を確認するため、避難所を開設する場合は、必要に応じ応急危険度調査を実施する。</p> <p>市民生活部救助班は、福祉保健部福祉班、要配慮者支援班、文教部学校教育班、社会教育班、体育施設班の協力を得て地区コミュニティ協議会、町内会及び自主防災組織等と連携を図りながら避難場所へ避難した被災者のうち、必要とする者に対して避難所を開設し、施設管理者、地区コミュニティ協議会、町内会、自主防災組織等と連携を図り運営に当たる。</p> <p>特に、小・中学校及びコミュニティセンターが避難所となった場合、避難所運営については、教職員及びコミュニティ組織の協力を得るものとするが、教育活動及びコミュニティ活動に支障とならないよう十分留意する。また、要配慮者の特性に配慮し、「柏崎市要配慮者避難支援全体計画」を踏まえ、「福祉避難所運営マニュアル」に基づき、災害時の避難誘導に当たることとする。</p> <p>なお、避難者の健全な住生活の確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めるものとする。また、避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人才に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 避難所における主な活動 (略) ア～ゾ (略) タ 入浴施設、洗濯設備の設置や、それらに必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>10～16 (略)</p> <p>17 避難所での感染症予防対策 県及び市は、被災地において<u>新型コロナウイルスを含む</u>感染症等(指定感染症及び新感染症を含む)の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じる</p>	<p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>呼称の変更</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。<u>(追加)</u></p> <p>市は、指定避難所における新型コロナウイルスを含む感染症<u>(追加)</u>対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置<u>(追加)</u>を講じるよう努める。</p> <p>避難者1人当たり3～4m²のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、<u>(追加)</u>パーテーション、段ボールベット等の設置<u>(追加)</u>に努める。また、避難所内には通路を設置し、パーテーションが設置できない場合は、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。</p>	<p>よう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。<u>また、衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。</u></p> <p>市は、指定避難所における新型コロナウイルスを含む感染症等<u>(指定感染症及び新感染症を含む)</u>対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置<u>や福祉的な支援</u>を講じるよう努める。</p> <p>避難者1人当たり<u>3. 5 3～4</u>m²のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、<u>避難所開設当初</u>からパーテーション、段ボールベット等の設置<u>するよう</u>に努める。また、避難所内には通路を設置し、パーテーションが設置できない場合は、避難者の区画間をできるだけ2m（最低1m）空けることを意識するよう努める。</p>	防災基本計画にあわせた修正
18 (略)	18 (略)	
第8節 避難所外避難者の支援対策	第8節 避難所外避難者の支援対策	
<p>避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択したり、避難場所が自然発生したりすることから、<u>(追加)</u>車中泊避難者や避難所以外の避難者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等の保険医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>また、被災者は、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する。</p>	<p>避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択したり、避難場所が自然発生したりすることから、<u>住民の避難情報を把握するためのシステム等を活用し、避難所外避難者の状況を調査し</u>、車中泊避難者や避難所以外の避難者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等の保険医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>また、被災者は、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する。</p>	県地域防災計画にあわせた修正
1～3 (略)	1～3 (略)	
4 要配慮者に対する配慮	4 要配慮者に対する配慮	
<p>関係班は、<u>(追加)</u>避難所以外に避難した要配慮者を、できるだけ早く指定避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。</p>	<p>関係班は、<u>個別避難計画等の安否確認体制を活用し、要配慮者の所在や安否の確認を行うとともに、指定</u>避難所以外に避難した要配慮者を、できるだけ早く指定避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。</p>	防災基本計画にあわせた修正
5 車中泊避難者・指定外避難所への支援（発災後3日以内に開始）	5 車中泊避難者・指定外避難所への支援（発災後3日以内に開始）	
<p>関係班は、避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者に対しても、町内会や自主防災組織等の協力を得ながら柔軟に対応し、必要な支援に努める。<u>(追加)</u></p>	<p>関係班は、避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者に対しても、町内会や自主防災組織等の協力を得ながら柔軟に対応し、必要な支援に努める。<u>車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう</u></p>	防災基本計画にあわせた修正

改正前	改正後	修正理由
<p>(1)～(4) (略) 6～7 (略) <u>(追加)</u></p> <p>第9節 救急・救助活動対策 (略)</p> <p>第10節 自衛隊の災害派遣対策 (略)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 自衛隊災害派遣部隊の受入体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 受入施設等の確保</p> <p>ア 自衛隊事務室 イ ヘリコプター <u>(追加)</u> による派遣部隊のためのヘリポート ウ 駐車場 (車1台の基準は3m×8m) エ 幕営地又は宿泊施設 (学校、公民館等)</p> <p>(4) (略)</p> <p>9～10 (略)</p> <p>11 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等</p> <p>(1) 県の連絡窓口</p> <p>災害派遣担当窓口 住□…所□□・等□</p> <p>防災局 住…□所…〒950-8570・新潟市中央区新光町4番地1 危機対策課 電…□話□025-285-5511 (勤務時間内代表) □ <u>危機対策第1</u> (内線6434, 6435, 6436) □ 025-282-1638 (直通) □ 防災無線… (発信番号) 40120-6434, 6435, 6436 NTT-FAX…025-282-1640 衛星FAX□ (発信番号) 401-881</p>	<p><u>に努める。</u> (1)～(4) (略) 6～7 (略) <u>(追加)</u></p> <p>8 在宅避難者等の支援拠点への対応 <u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援するための拠点の利用者に対しても提供する。</u></p> <p>第9節 救急・救助活動対策 (略)</p> <p>第10節 自衛隊の災害派遣対策 (略)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 自衛隊災害派遣部隊の受入体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 受入施設等の確保</p> <p>ア 自衛隊事務室 イ ヘリコプター、<u>UAV等</u>による派遣部隊のためのヘリポート ウ 駐車場 (車1台の基準は3m×8m) エ 幕営地又は宿泊施設 (学校、公民館等)</p> <p>(4) (略)</p> <p>9～10 (略)</p> <p>11 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等</p> <p>(1) 県の連絡窓口</p> <p>災害派遣担当窓口 住□…所□□・等□</p> <p>防災局 住…□所…〒950-8570・新潟市中央区新光町4番地1 危機対策課 電…□話□025-285-5511 (勤務時間内代表) □ <u>災害対策係</u> (内線6434, 6435, 6436) □ <u>危機対策第1</u> 025-282-1638 (直通) □ 防災無線… (発信番号) 40120-6434, 6435, 6436 NTT-FAX…025-282-1640 衛星FAX□ (発信番号) 401-881</p>	防災基本計画にあわせた修正
<p>第9節 救急・救助活動対策 (略)</p> <p>第10節 自衛隊の災害派遣対策 (略)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 自衛隊災害派遣部隊の受入体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 受入施設等の確保</p> <p>ア 自衛隊事務室 イ ヘリコプター <u>(追加)</u> による派遣部隊のためのヘリポート ウ 駐車場 (車1台の基準は3m×8m) エ 幕営地又は宿泊施設 (学校、公民館等)</p> <p>(4) (略)</p> <p>9～10 (略)</p> <p>11 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等</p> <p>(1) 県の連絡窓口</p> <p>災害派遣担当窓口 住□…所□□・等□</p> <p>防災局 住…□所…〒950-8570・新潟市中央区新光町4番地1 危機対策課 電…□話□025-285-5511 (勤務時間内代表) □ <u>危機対策第1</u> (内線6434, 6435, 6436) □ 025-282-1638 (直通) □ 防災無線… (発信番号) 40120-6434, 6435, 6436 NTT-FAX…025-282-1640 衛星FAX□ (発信番号) 401-881</p>	<p>第9節 救急・救助活動対策 (略)</p> <p>第10節 自衛隊の災害派遣対策 (略)</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 自衛隊災害派遣部隊の受入体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 受入施設等の確保</p> <p>ア 自衛隊事務室 イ ヘリコプター、<u>UAV等</u>による派遣部隊のためのヘリポート ウ 駐車場 (車1台の基準は3m×8m) エ 幕営地又は宿泊施設 (学校、公民館等)</p> <p>(4) (略)</p> <p>9～10 (略)</p> <p>11 県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等</p> <p>(1) 県の連絡窓口</p> <p>災害派遣担当窓口 住□…所□□・等□</p> <p>防災局 住…□所…〒950-8570・新潟市中央区新光町4番地1 危機対策課 電…□話□025-285-5511 (勤務時間内代表) □ <u>災害対策係</u> (内線6434, 6435, 6436) □ <u>危機対策第1</u> 025-282-1638 (直通) □ 防災無線… (発信番号) 40120-6434, 6435, 6436 NTT-FAX…025-282-1640 衛星FAX□ (発信番号) 401-881</p>	文言の追加
<p>(2) 略</p>	<p>(2) (略)</p>	担当窓口名の変更

改正前	改正後	修正理由
<p>第11節 輸送対策</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（市、県、国、消防署及び警察署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、ヘリポート）、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）及び備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワークなどの輸送体制を確保し、<u>(追加)</u>陸・海・空の交通手段の機能強化を図りつつ、緊急輸送を実施する。</p> <p>なお、緊急輸送は、人命の救助及び安全の確保を最優先とし、被害の拡大防止及び円滑な災害応急対策の実施等を勘案しながら、実施するものとする。</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ア) 市</p> <p>a～b (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(イ) 県</p> <p>a 道路等の被災情報に基づき、緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。</p> <p>b 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる広域物資輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を確保する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>c 市からの輸送体制確保に関する応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。</p> <p>d 災害発生の初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。</p> <p>e 災害の規模により、市が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第11節 輸送対策</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（市、県、国、消防署及び警察署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、ヘリポート）、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）及び備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワークなどの輸送体制を確保し、<u>総合的・積極的に緊急輸送ができるよう</u>、陸・海・空の交通手段の機能強化を図りつつ、緊急輸送を実施する。</p> <p>なお、緊急輸送は、人命の救助及び安全の確保を最優先とし、被害の拡大防止及び円滑な災害応急対策の実施等を勘案しながら、実施するものとする。</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(ア) 市</p> <p>a～b (略)</p> <p><u>c 地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保する。</u></p> <p>(イ) 県</p> <p>a 道路等の被災情報に基づき、緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。</p> <p>b 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる広域物資輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を確保する。</p> <p><u>c 広域物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保する。</u></p> <p><u>de 市からの輸送体制確保に関する応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。</u></p> <p><u>ed 災害発生の初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。</u></p> <p><u>fe 災害の規模により、市が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>g 離島等において輸送手段の確保が困難な場合は、船舶等による輸送手段を確保する。</u></p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正および体裁の修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正および体裁の修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正および体裁の修正</p>

改正前	改正後	修正理由																		
<p>(2) 輸送の緊急度に係る優先順位</p> <p>災害時における緊急輸送の優先順位は、次のとおりとする。</p> <p>ア 総括的に優先されるもの</p> <p>(ア) 人命の救助、安全の確保</p> <p>(イ) 被害の拡大防止</p> <p>(ウ) 災害応急対策の円滑な実施</p> <p>イ 災害発生後の各段階において優先されるもの</p> <p>(ア) 第1段階(災害発生直後の初動期)</p> <p>a 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資</p> <p>b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資</p> <p>c 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者</p> <p>d 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資</p> <p>e 緊急輸送に必要な輸送施設、物資輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</p> <p>(イ) 第2段階(応急対策活動期)</p> <p>a 上記アの続行</p> <p>b 食料、飲料水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資</p> <p>c 傷病者及び被災地外へ退去する被災者</p> <p>d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2~3 (略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸送手段の確保</p>	<p>(2) 輸送の緊急度に係る優先順位</p> <p>災害時における緊急輸送の優先順位は、次のとおりとする。</p> <p>ア 総括的に優先されるもの</p> <p>(ア) 人命の救助、安全の確保</p> <p>(イ) 被害の拡大防止</p> <p>(ウ) 災害応急対策の円滑な実施</p> <p>イ 災害発生後の各段階において優先されるもの</p> <p>(ア) 第1段階(災害発生直後の初動期)</p> <p>a 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資</p> <p>b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資</p> <p>c 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者</p> <p>d 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資</p> <p>e 緊急輸送に必要な輸送施設、物資輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</p> <p>(イ) 第2段階(応急対策活動期)</p> <p>a 上記(ア)の続行</p> <p>b 食料、飲料水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資</p> <p>c 傷病者及び被災地外へ退去する被災者</p> <p>d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2~3 (略)</p> <p>4 業務の内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸送手段の確保</p>	運用にあわせた修正																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・平時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。 ・災害時に必要とする車両、船舶等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県に調達のあっせんを要請する。 </td> <td>他市町村 県(災対本部統括調整部)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>・輸送車両等が不足し、災害応</td> <td>北陸信越運輸局</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。 ・災害時に必要とする車両、船舶等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県に調達のあっせんを要請する。 	他市町村 県(災対本部統括調整部)	県	・輸送車両等が不足し、災害応	北陸信越運輸局	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・平時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。 ・災害時に必要とする車両、船舶等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県に調達のあっせんを要請する。 </td> <td>他市町村 県(災対本部統括調整部)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>・輸送車両等が不足し、災害応</td> <td>北陸信越運輸局</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。 ・災害時に必要とする車両、船舶等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県に調達のあっせんを要請する。 	他市町村 県(災対本部統括調整部)	県	・輸送車両等が不足し、災害応	北陸信越運輸局	
実施主体	対 策	協力依頼先																		
市	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。 ・災害時に必要とする車両、船舶等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県に調達のあっせんを要請する。 	他市町村 県(災対本部統括調整部)																		
県	・輸送車両等が不足し、災害応	北陸信越運輸局																		
実施主体	対 策	協力依頼先																		
市	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。 ・災害時に必要とする車両、船舶等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県に調達のあっせんを要請する。 	他市町村 県(災対本部統括調整部)																		
県	・輸送車両等が不足し、災害応	北陸信越運輸局																		

改正前			改正後			修正理由
	<p>急対策の実施に支障がある場合は、関係機関と協力して災対法及び災害救助法に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	新潟運輸支局 (公社) 新潟県トラック協会 自衛隊 等防災関係機関		<p>急対策の実施に支障がある場合は、関係機関と協力して災対法及び災害救助法に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。</p> <p><u>・トラック、船舶、ヘリコプター、無人航空機等による輸送手段を確保する。</u></p>	新潟運輸支局 (公社) 新潟県トラック協会 自衛隊 等防災関係機関	
(3) (略)			(3) (略)			
(4) 応援要請			(4) 応援要請			
実施主体	対 策	協力依頼先	実施主体	対□□□□□策	協力依頼先	
市	<ul style="list-style-type: none"> 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。 	県 (災対本部統括調整部) 他市町村	市	<ul style="list-style-type: none"> 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。 	県 (災対本部統括調整部) 他市町村	県地域防災計画にあわせた修正
県	<ul style="list-style-type: none"> 市からの応援要請に基づき、 (公社) 新潟県トラック協会、 自衛隊等関係機関に対し、協力を要請する。 ヘリコプター <u>(追加)</u> を集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、緊急輸送を行う必要がある場合は、航空自衛隊新潟救難隊及び陸上自衛隊、海上自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプター <u>(追加)</u> 有機関に応援を要請する。 ヘリコプター <u>(追加)</u> を保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都府県に応援を要請する。 	(公社) 新潟県トラック協会 陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 第九管区海上保安本部 他都道府県	県	<ul style="list-style-type: none"> 市からの応援要請に基づき、(公社) 新潟県トラック協会、自衛隊等関係機関に対し、協力を要請する。 ヘリコプター、<u>船舶等</u>を集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、緊急輸送を行う必要がある場合は、航空自衛隊新潟救難隊及び陸上自衛隊、海上自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプター、<u>船舶等</u>保有機関に応援を要請する。 ヘリコプター、<u>船舶等</u>を保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都府県に応援を要請する。 	(公社) 新潟県トラック協会 陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 第九管区海上保安本部 他都道府県	

改正前	改正後	修正理由
<p>5～6 (略)</p> <p>第12節 交通規制及び警備・保安対策</p> <p>1 交通規制 (略) (1)～(2) (3) 実施要領 ア～ウ (略) エ 規制の標識等 イ又はウにより規制を行ったときは、次に定める規制標識を立てるものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、とりあえず通行を禁止又は制限したことを次に定める条件を明らかにして示し、必要に応じ遮断等の措置を講ずるとともに、警察官等が現地において指導に当たる。</p> <p>(ア) 規制条件の表示 規制標識には、次の事項を表示する。 a 禁止、制限の対象 b 規制する区画 c 規制する期間 d 規制する理由 オ～キ (略)</p> <p>2 警備活動 (略) (1) (略) (2) 警備活動の重点 ア (略) イ 被害実態の把握 柏崎警察署は、パトロールカー、交番・駐在所勤務員等からの報告に基づき管轄区域の次の被害状況の把握に当たる。 《初期段階》 (ア) 津波・火災の発生状況 (イ) 死傷者等人的被害の発生状況 (ウ) 家屋の倒壊等建物被害の発生状況 (エ) 市民の避難状況 (オ) 主要道路・橋りょう及び鉄道の被害状況 (カ) 危険物貯蔵所及び重要防護施設の被害状況 (キ) 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況</p>	<p>5～6 (略)</p> <p>第12節 交通規制及び警備・保安対策</p> <p>1 交通規制 (略) (1)～(2) (3) 実施要領 ア～ウ (略) エ 規制の標識等 イ又はウにより規制を行ったときは、次に定める規制標識を立てるものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、とりあえず通行を禁止又は制限したことを次に定める条件を明らかにして示し、必要に応じ遮断等の措置を講ずるとともに、警察官等が現地において指導に当たる。</p> <p>(ア) 規制条件の表示 規制標識には、次の事項を表示する。 <u>(ア) a 禁止、制限の対象</u> <u>(イ) b 規制する区画</u> <u>(ウ) e 規制する期間</u> <u>(エ) d 規制する理由</u> オ～キ (略)</p> <p>2 警備活動 (略) (1) (略) (2) 警備活動の重点 ア (略) イ 被害実態の把握 柏崎警察署は、パトロールカー、交番・駐在所勤務員等からの報告に基づき管轄区域の次の被害状況の把握に当たる。 《初期段階》 (ア) 津波・火災の発生状況 (イ) 死傷者等人的被害の発生状況 (ウ) 家屋の倒壊等建物被害の発生状況 (エ) 市民の避難状況 (オ) 主要道路・橋りょう及び鉄道の被害状況 (カ) 危険物貯蔵所及び重要防護施設の被害状況 (キ) 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況</p>	体裁の修正

改正前	改正後	修正理由
<p>(ク) 堤防・護岸等の損壊状況 (ケ) 災害拡大の見通し (コ) 市・消防等の活動状況 《初期段階以降》 (ア) 「初期段階」に掲げる事項 (イ) 被災者の動向 (ウ) 被災地・避難所等の治安状況及び流言飛語の状況 (エ) 被災道路・橋りょう及び鉄道の復旧状況及び見通し (オ) 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し (カ) 市・<u>日赤</u>・病院等の救護対策の状況 (キ) 火災の発生及び被害拡大の原因 ウ～コ (略) サ 関係機関、団体に対する協力・支援 (ア) (略) (イ) 県・市・<u>日赤</u>その他の機関が行う、緊急物資・救援物資の輸送、遺体の処理、医療防疫活動等に対して、必要により所要の警備要員又は部隊を派遣し側面からの支援に当たる。 (ウ) (略) シ～セ (略)</p> <p>3 道路交通対策 (略) (1)～(2) (略) (3) 緊急通行車両の確認 知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両の確認手続等は、次のとおりである。 ア 緊急通行車両の<u>確認範囲</u> 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。 (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの (イ) 消防、水防、<u>道路維持、電気・ガス・水道</u>その他の応急措置に関するもの (ウ) (略) (エ) (略) (オ) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの (カ) <u>(追加)</u>清掃、防疫その他の<u>保健衛生</u>に関するもの (キ) 犯罪の予防、交通 <u>(追加)</u>規制その他災害地における社会秩序の</p>	<p>(ク) 堤防・護岸等の損壊状況 (ケ) 災害拡大の見通し (コ) 市・消防等の活動状況 《初期段階以降》 (ア) 「初期段階」に掲げる事項 (イ) 被災者の動向 (ウ) 被災地・避難所等の治安状況及び流言飛語の状況 (エ) 被災道路・橋りょう及び鉄道の復旧状況及び見通し (オ) 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し (カ) 市・<u>日本赤十字社日赤</u>・病院等の救護対策の状況 (キ) 火災の発生及び被害拡大の原因 ウ～コ (略) サ 関係機関、団体に対する協力・支援 (ア) (略) (イ) 県・市・<u>日本赤十字社日赤</u>その他の機関が行う、緊急物資・救援物資の輸送、遺体の処理、医療防疫活動等に対して、必要により所要の警備要員又は部隊を派遣し側面からの支援に当たる。 (ウ) (略) シ～セ (略)</p> <p>3 道路交通対策 (略) (1)～(2) (略) (3) 緊急通行車両の確認 知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両の確認手続等は、次のとおりである。 ア 緊急通行車両の<u>対象確認範囲</u> 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。 (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの (イ) 消防、水防、<u>道路維持、電気・ガス・水道</u>その他の応急措置に関するもの (ウ) (略) (エ) (略) (オ) <u>被災地</u>の施設、設備の応急の復旧に関するもの (カ) <u>廃棄物の処理及び</u>清掃、防疫その他の<u>生活環境の保全及び公衆衛生保健衛生</u>に関するもの (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に</p>	語句修正 語句修正 文言の修正 県地域防災計画にあわせた修正 県地域防災計画にあわせた修正

改正前	改正後	修正理由
<p>維持に関するもの (ク) (略) (ケ) (略) イ (略)</p> <p>第13節 火災対策 (略)</p> <p>1 (略) 2 地震火災対策 (1) 市民の対策 ア 出火防止 ガスコンロ、電気コンロ、暖房器具等の火気の遮断及び漏電ブレーカーの遮断 <u>(追加)</u> イ (略) (2)～(4) (略) 3～4 (略)</p> <p>第14節 医療救護活動対策 (略)</p> <p>1 各主体の役割 (1) 県の役割 ア～イ (略) ウ 医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会 <u>(追加)</u> 等）、新潟DMA T、新潟D P A T、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。 オ 新潟大学医歯学総合病院 <u>(追加)</u> と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院 <u>(追加)</u> が透析医療機関の患者受入れを調整する。 カ～キ (略) (2)～(6) (略) 2～6 (略)</p>	<p>関するもの (ク) (略) (ケ) (略) イ (略)</p> <p>第13節 火災対策 (略)</p> <p>1 (略) 2 地震火災対策 (1) 市民の対策 ア 出火防止 ガスコンロ、電気コンロ、暖房器具等の火気の遮断及び漏電ブレーカーの遮断、<u>ライフライン復旧時における通電火災などの二次災害の防災に努める。</u> イ (略) (2)～(4) (略) 3～4 (略)</p> <p>第14節 医療救護活動対策 (略)</p> <p>1 各主体の役割 (1) 県の役割 ア～イ (略) ウ 医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、<u>新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会</u>等）、新潟DMA T、新潟D P A T、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。 オ 新潟大学医歯学総合病院 <u>等関係機関</u> と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院 <u>等関係機関</u> が透析医療機関の患者受入れを調整する。</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>文言の追加</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>第15節 防疫保健衛生対策及びこころのケア対策</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被害状況等の把握</p> <p>保健衛生班長及び環境衛生班長は、地震による災害等の発生時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するために、次の事項について被害状況の把握に努める。</p> <p>(1) ライフラインの被害状況 (2) 避難所の設置及び収容状況 (3) 仮設トイレ <u>(追加)</u> の設置及び浸水家屋の状況 (4) 防疫保健衛生資機材取扱店及び格納倉庫の被害状況 (5) 給食施設の被害状況</p> <p>3 保健衛生対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 避難場所等の生活環境の整備</p> <p>避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに生活環境の整備に努める。<u>(追加)</u></p> <p>ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応） イ 衣類、寝具の清潔の保持 ウ 身体の清潔の保持 エ 室温、換気等の環境 オ 睡眠、休養の確保 カ 居室、便所（仮設トイレ <u>(追加)</u> を含む）等の清潔 キ プライバシーの保護</p> <p>4 (略)</p> <p>5 栄養指導対策</p> <p>福祉保健部保健衛生班長は、保健所が設置する栄養指導班、地区衛生組織その他関係機関の協力を得て、被災者の栄養確保を図るために次の活動を行う。</p> <p>(1) 炊き出しの栄養管理指導</p> <p>関係機関が設置した炊き出し実施現場へ <u>(追加)</u> 栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>6~9 (略)</p>	<p>第15節 防疫保健衛生対策及びこころのケア対策</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 被害状況等の把握</p> <p>保健衛生班長及び環境衛生班長は、地震による災害等の発生時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するために、次の事項について被害状況の把握に努める。</p> <p>(1) ライフラインの被害状況 (2) 避難所の設置及び収容状況 (3) 仮設トイレ <u>等</u> の設置及び浸水家屋の状況 (4) 防疫保健衛生資機材取扱店及び格納倉庫の被害状況 (5) 給食施設の被害状況</p> <p>3 保健衛生対策</p> <p>(略)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 避難場所等の生活環境の整備</p> <p>避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに生活環境の整備に努める。<u>また、県及び市は避難場所における衛生環境を維持するため、必要に応じ、厚生労働省に対して、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。</u></p> <p>ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応） イ 衣類、寝具の清潔の保持 ウ 身体の清潔の保持 エ 室温、換気等の環境 オ 睡眠、休養の確保 カ 居室、便所（仮設トイレ <u>等</u> を含む）等の清潔 キ プライバシーの保護</p> <p>4 (略)</p> <p>5 栄養指導対策</p> <p>福祉保健部保健衛生班長は、保健所が設置する栄養指導班、地区衛生組織その他関係機関の協力を得て、被災者の栄養確保を図るために次の活動を行う。</p> <p>(1) 炊き出しの栄養管理指導</p> <p>関係機関が設置した炊き出し実施現場へ <u>管理</u> 栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>6~9 (略)</p>	<p>文言の追加</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>文言の追加</p> <p>文言の追加</p> <p>文言の追加</p>

改正前	改正後	修正理由												
<p>第16節 廃棄物の処理対策</p> <p>(略)</p> <p>1 各主体の役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市の役割 ごみ処理やし尿処理について活動体制を整備し、円滑な処理活動を行う。 <u>(追加)</u></p> <p>2 実施担当部及び班</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市における担当部及び班は、次のとおりとする。</p>	<p>第16節 廃棄物の処理対策</p> <p>(略)</p> <p>1 各主体の役割</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市の役割 ごみ処理やし尿処理について活動体制を整備し、円滑な処理活動を行う。 <u>また、近隣市町村や県から依頼があったときは、県からの要請及び災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアルに基づき、災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体を支援する。</u></p> <p>2 実施担当部及び班</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市における担当部及び班は、次のとおりとする。</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民生活部</td> <td>環境衛生班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の環境対策に関すること。 ・仮設トイレ <u>(追加)</u> の設置及び管理に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当内容	市民生活部	環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の環境対策に関すること。 ・仮設トイレ <u>(追加)</u> の設置及び管理に関すること。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民生活部</td> <td>環境衛生班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の環境対策に関すること。 ・仮設トイレ <u>等</u> の設置及び管理に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当内容	市民生活部	環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の環境対策に関すること。 ・仮設トイレ <u>等</u> の設置及び管理に関すること。 	<p>文言の追加</p> <p>文言の修正</p>
部	班	担当内容												
市民生活部	環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の環境対策に関すること。 ・仮設トイレ <u>(追加)</u> の設置及び管理に関すること。 												
部	班	担当内容												
市民生活部	環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の環境対策に関すること。 ・仮設トイレ <u>等</u> の設置及び管理に関すること。 												

改正前	改正後	修正理由
<p>• ごみ処理場、<u>し尿処理場</u>及び最終処分場の被害調査、応急復旧及び適正管理 <u>(追加)</u> に関すること。</p> <p>• 災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に関すること。</p>	<p>• ごみ処理場、<u>し尿処理場</u>及び最終処分場の被害調査、応急復旧及び適正管理 <u>並びにし尿受入施設の被害確認</u>に関すること。</p> <p>• 災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に関すること。</p>	運用にあわせた修正
<p>3 (略)</p> <p>4 し尿処理</p> <p>被災地域では大量の収集処理が予想されるため、<u>し尿処理場</u>での処理を原則とするが、処理能力を超える場合は、市民生活部環境衛生班長は、上下水道局水道下水道情報計画班と協議の上、近隣市町村に処理を依頼するものとし、収集についても柏崎市指定業者で対応できない場合は、近隣市町村業者に応援を要請する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害後のし尿収集処理等</p> <p>市民生活部環境衛生班長は、避難所等を優先的に収集処理するものとし、既存のトイレで足らない箇所については、避難人員に応じた仮設トイレ <u>(追加)</u> を設置する。また、水道の給水不能、家庭し尿浄化槽の破損等を考慮し、公園、空地等を利用し、仮設トイレ <u>(追加)</u> を設置する。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第17節 トイレ対策</p> <p>自宅の被災又はライフラインの長期停止により、自宅のトイレが利用できない被災者に対し、仮設トイレ <u>(追加)</u> の確保、設置及び携帯トイレ・簡易トイレを提供し、被災地の衛生状態の維持を図る。</p> <p>1 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 し尿処理</p> <p>被災地域では大量の収集処理が予想されるため、<u>し尿受入施設し尿処理場</u>での処理を原則とするが、処理能力を超える場合は、市民生活部環境衛生班長は、上下水道局水道下水道情報計画班と協議の上、近隣市町村に処理を依頼するものとし、収集についても柏崎市指定業者で対応できない場合は、近隣市町村業者に応援を要請する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害後のし尿収集処理等</p> <p>市民生活部環境衛生班長は、避難所等を優先的に収集処理するものとし、既存のトイレで足らない箇所については、避難人員に応じた仮設トイレ等を設置する。また、水道の給水不能、家庭し尿浄化槽の破損等を考慮し、公園、空地等を利用し、仮設トイレ等を設置する。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第17節 トイレ対策</p> <p>自宅の被災又はライフラインの長期停止により、自宅のトイレが利用できない被災者に対し、仮設トイレ <u>(追加)</u> の確保、設置及び携帯トイレ・簡易トイレを提供し、被災地の衛生状態の維持を図る。</p> <p>1 (略)</p>	文言の追加 文言の追加

改正前	改正後	修正理由																		
<p>2 実施担当部及び班 市における担当部及び班は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>班</th><th>担…当…内…容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理部</td><td>総合調整班</td><td>・備蓄品の管理に関すること。←</td></tr> <tr> <td>市民生活部</td><td>環境衛生班</td><td>・被災地の環境対策に関すること。← ・仮設トイレ <u>(追加)</u> の設置及び管理に関すること。←</td></tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>4 仮設トイレ (レンタル) <u>(追加)</u> 及びトイレ用品による対応 (略)</p> <p>5~6 (略)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) <u>トイレは仮設も含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障がい者等に配慮し、洋式便器の設置に努める。また、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。</u> <u>(追加)</u></p>	部	班	担…当…内…容	危機管理部	総合調整班	・備蓄品の管理に関すること。←	市民生活部	環境衛生班	・被災地の環境対策に関すること。← ・仮設トイレ <u>(追加)</u> の設置及び管理に関すること。←	<p>2 実施担当部及び班 市における担当部及び班は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>班</th><th>担…当…内…容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理部</td><td>総合調整班</td><td>・備蓄品の管理に関すること。←</td></tr> <tr> <td>市民生活部</td><td>環境衛生班</td><td>・被災地の環境対策に関すること。← ・仮設トイレ 等の設置及び管理に関すること。←</td></tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>4 仮設トイレ (レンタル) <u>(追加)</u> 及びトイレ用品による対応 (略)</p> <p>5~6 (略)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) <u>トイレは仮設トイレ等やマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、この際、トイレは男女別とし、女性用トイレと男性用トイレの比率は3:1とするとともに、も含めて男女別とし、女性用トイレを多く設置するとともに、高齢者や障がい者等に配慮し、洋式便器の設置に努める。また、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成する。を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。</u> <u>(6) 市町村は、必要に応じ、仮設トイレ等やマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める</u></p>	部	班	担…当…内…容	危機管理部	総合調整班	・備蓄品の管理に関すること。←	市民生活部	環境衛生班	・被災地の環境対策に関すること。← ・仮設トイレ 等の設置及び管理に関すること。←	防災基本計画にあわせた修正
部	班	担…当…内…容																		
危機管理部	総合調整班	・備蓄品の管理に関すること。←																		
市民生活部	環境衛生班	・被災地の環境対策に関すること。← ・仮設トイレ <u>(追加)</u> の設置及び管理に関すること。←																		
部	班	担…当…内…容																		
危機管理部	総合調整班	・備蓄品の管理に関すること。←																		
市民生活部	環境衛生班	・被災地の環境対策に関すること。← ・仮設トイレ 等の設置及び管理に関すること。←																		
<p>第18節 入浴対策</p> <p>(略)</p> <p>第19節 食料供給対策</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施責任者</p> <p>(1) <u>(追加)</u> 食料の供給 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3~4 (略)</p>	<p>第18節 入浴対策</p> <p>(略)</p> <p>第19節 食料供給対策</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施責任者</p> <p>(1) <u>栄養バランスのとれた適温の食事・食料の供給</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3~4 (略)</p>	防災基本計画にあわせた修正																		
		県地域防災計画にあわせた修正																		

改正前	改正後	修正理由																
<p>5 供給体制</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) <u>日赤</u>、ボランティア等が実施する現地炊き出し等については、市ボランティア活動現地本部と連携を図り、需給調整を行うこととする。</p> <p>6~8 (略)</p> <p>第20節 生活必需品等供給対策</p> <p>(略)</p> <p>第21節 要配慮者の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 実施担当部及び班</p> <p>市長は、市の区域内において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのあるときは、要配慮者に対し、必要と認める支援、救護対策を講ずる。</p> <p>市における担当部及び班は、次のとおりとする。</p>	<p>5 供給体制</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) <u>日本赤十字社日赤</u>、ボランティア等が実施する現地炊き出し等については、市ボランティア活動現地本部と連携を図り、需給調整を行うこととする。</p> <p>6~8 (略)</p> <p>第20節 生活必需品等供給対策</p> <p>(略)</p> <p>第21節 要配慮者の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 実施担当部及び班</p> <p>市長は、市の区域内において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのあるときは、要配慮者に対し、必要と認める支援、救護対策を講ずる。</p> <p>市における担当部及び班は、次のとおりとする。</p>	名称の正規表記																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市民生活部</td> <td>救助班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難収容状況の記録及び報告に関すること。 ・関係機関への情報提供及び連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>地域事務所班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難支援等に関すること。 </td></tr> </tbody> </table>	部	班	担当内容	市民生活部	救助班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難収容状況の記録及び報告に関すること。 ・関係機関への情報提供及び連絡調整に関すること。 	地域事務所班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難支援等に関すること。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市民生活部</td> <td>救助班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難収容状況の記録及び報告に関すること。 ・関係機関への情報提供及び連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>地域事務所班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難支援等に関すること。 </td></tr> </tbody> </table>	部	班	担当内容	市民生活部	救助班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難収容状況の記録及び報告に関すること。 ・関係機関への情報提供及び連絡調整に関すること。 	地域事務所班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難支援等に関すること。 	
部	班	担当内容																
市民生活部	救助班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難収容状況の記録及び報告に関すること。 ・関係機関への情報提供及び連絡調整に関すること。 																
	地域事務所班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難支援等に関すること。 																
部	班	担当内容																
市民生活部	救助班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難収容状況の記録及び報告に関すること。 ・関係機関への情報提供及び連絡調整に関すること。 																
	地域事務所班	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の避難支援等に関すること。 																

改正前			改正後			修正理由
福祉保健部	保健衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生及び防疫（環境衛生班に関するものを除く。）に関すること。 	福祉保健部	保健衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生及び防疫（環境衛生班に関するものを除く。）に関すること。 	
	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>生活保護世帯</u>、障がい者世帯<u>及び</u>高齢者世帯<u>(追加)</u>の被害調査及び救護に関すること。 ・社会福祉団体等との連絡調整に関すること。 ・要配慮者利用施設の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。 ・福祉避難室及び福祉避難所の設営並びに被災者の収容の協力に関すること ・被災者に対する福祉相談に関すること。 		福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>生活保護世帯</u>、障がい者世帯、<u>及び</u>高齢者世帯<u>等</u>の被害調査及び救護に関すること。 ・社会福祉団体等との連絡調整に関すること。 ・要配慮者利用施設の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。 ・福祉避難室及び福祉避難所の設営並びに被災者の収容の協力に関すること ・被災者に対する福祉相談に関すること。 	市の実運用にあわせた修正文言の修正

改正前		改正後		修正理由	
	要配慮者支援班	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者（外国人を除く。）の避難支援に関すること。 町内会、民生委員・児童委員、福祉関係者等への避難勧告等の伝達に関すること 		要配慮者支援班	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者（外国人を除く。）の避難支援に関すること。 町内会、民生委員・児童委員、福祉関係者等への避難勧告等の伝達に関すること
子ども未来部	保健衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者（主に妊産婦、乳幼児）の避難支援及び療養支援に関すること。 	子ども未来部	保健衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者（主に妊産婦、乳幼児）の避難支援及び療養支援に関すること。
産業振興部	商業観光班	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の避難支援に関すること。 	産業振興部	商業観光班	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の避難支援に関すること。

2 実施要領

(1)～(2) (略)

(3) 避難・救出対策

ア～イ (略)

ウ避難所等での確認、運営

各部の関係各班長は、保健師やヘルパー等を避難所等に派遣し、避難支援等関係者、柏崎市社会福祉協議会及び柏崎地域国際化協会等と協働し、別に定める「福祉避難所運営マニュアル」により、要配慮者へ配慮した対応を行う。

また、市民生活部救助班等においては、他の地域から避難した人の連絡調整を行う。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 要配慮者の身体状況を確認し、一般避難所の居住スペースでの生活が困難な要配慮者は、避難行動要支援者の避難の受け入れに関する協定書を締結している要配慮者利用施設への緊急入所や福祉避難室、福祉避難所等への移動を勧めたり、使用可能な教室を開放したりするなど配慮する。

(4) (略)

2 実施要領

(1)～(2) (略)

(3) 避難・救出対策

ア～イ (略)

ウ避難所等での確認、運営

各部の関係各班長は、保健師やヘルパー等を避難所等に派遣し、避難支援等関係者、柏崎市社会福祉協議会及び柏崎地域国際化協会等と協働し、別に定める「福祉避難所運営マニュアル」により、要配慮者へ配慮した対応を行う。

また、市民生活部救助班等においては、他の地域から避難した人の連絡調整を行う。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 要配慮者の身体状況を確認し、一般避難所の居住スペースでの生活が困難な要配慮者は、災害時要援護者の避難の受け入れに関する協定書を締結している要配慮者利用施設への緊急入所や福祉避難室、福祉避難所等への移動を勧めたり、使用可能な教室を開放したりするなど配慮する。

(4) (略)

県地域防災計画
にあわせた修正

改正前	改正後	修正理由
<p>(5) 福祉避難所の開設 ア (略) イ 福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。</p> <p>(6) 保健・福祉対策 (略) ア 保健対策 被災者の心身の健康確保のため、市保健師等により避難所、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等（巡回相談・栄養指導、こころのケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービス）を行う。<u>（追加）</u> イ (略) (7)～(10) (略) 3 (略)</p>	<p>(5) 福祉避難所の開設 ア (略) イ 福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置するとともに、<u>妊産婦や乳幼児等にも配慮したし</u>、資機材等を配備する。</p> <p>(6) 保健・福祉対策 (略) ア 保健対策 被災者の心身の健康確保のため、市保健師等により避難所、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等（巡回相談・栄養指導、こころのケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービス）を行う。<u>また、高齢者や妊産婦等の健康相談や口腔ケア等の保健医療体制の構築に努める。</u> イ (略) (7)～(10) (略) 3 (略)</p>	文言の修正
第22節 建物の応急危険度判定対策 (略)	第22節 建物の応急危険度判定対策 (略)	防災基本計画にあわせた修正
第23節 宅地等の応急危険度判定対策 (略)	第23節 宅地等の応急危険度判定対策 (略)	
第24節 文教施設等災害応急対策 (略) 1～9 (略) 10 社会教育施設及び体育施設における応急対策 (1) (略) (2) 文化財対策 ア 文化財が被災した場合、 <u>所有者又は管理者</u> は消防機関等へ通報するとともに、速やかに文教部社会教育班長に対して被災状況を報告する。 イ 文教部社会教育班長は、アの報告を受けたときは、被災文化財の被害拡大を防止するため <u>所有者又は管理者</u> に対し、必要な応急措置をとるよう指示を行い、必要に応じて <u>所有者、管理責任者</u> からの相談や協力に応じるとともに、県教育長に被災状況を報告する。 (3) (略)	<p>第24節 文教施設等災害応急対策 (略) 1～9 (略) 10 社会教育施設及び体育施設における応急対策 (1) (略) (2) 文化財対策 ア 文化財が被災した場合、<u>文化財所有者及び管理責任者（以下、「文化財所有者等」という）</u><u>所有者又は管理者</u>は消防機関等へ通報するとともに、速やかに文教部社会教育班長に対して被災状況を報告する。 イ 文教部社会教育班長は、アの報告を受けたときは、被災文化財の被害拡大を防止するため<u>文化財所有者等</u><u>所有者又は管理者</u>に対し、必要な応急措置をとるよう指示を行い、必要に応じて<u>文化財所有者等</u><u>所有者、管理責任者</u>からの相談や協力に応じるとともに、県教育長に被災状況を報告する。 (3) (略)</p>	文言の修正 文言の修正

改正前	改正後	修正理由
<p>11～14 (略)</p> <p>第25節 文化財施設災害応急対策 (略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 文化財所有者<u>(追加)</u>は、地震により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。</p> <p>イ 文化財所有者<u>(追加)</u>は市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(2) 文化財の種別ごとの対策</p> <p>ア 建造物</p> <p>文化財所有者<u>(追加)</u>は、余震・降雪等による被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>イ 美術工芸品<u>及び有形文化財</u></p> <p>文化財所有者<u>(追加)</u>は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、市・県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その現状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。</p> <p>ウ 史跡・名勝及び天然記念物</p> <p>文化財所有者<u>(追加)</u>は可能な限り被害状況の把握に努め、余震・降雪等による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>2 市民・地域等の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>文化財所有者及び管理責任者</u></p> <p>地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、<u>(追加)</u>所有者<u>(追加)</u>と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。</p> <p>(3) <u>文化財所有者及び管理責任者</u> (略)</p>	<p>11～14 (略)</p> <p>第25節 文化財施設災害応急対策 (略)</p> <p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 文化財所有者<u>及び管理責任者 (以下、文化財所有者等という)</u>は、地震により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。</p> <p>イ 文化財所有者等は市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(2) 文化財の種別ごとの対策</p> <p>ア 建造物</p> <p>文化財所有者等は、余震・降雪等による被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>イ 美術工芸品<u>及び有形文化財</u></p> <p>文化財所有者等は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、市・県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その現状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。</p> <p>ウ 史跡・名勝及び天然記念物</p> <p>文化財所有者等は可能な限り被害状況の把握に努め、余震・降雪等による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。</p> <p>2 市民・地域等の役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>地域の役割文化財所有者等及び管理責任者</u></p> <p>地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、<u>文化財所有者等</u>と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。</p> <p>(3) <u>文化財所有者等及び管理責任者</u> (略)</p>	<p>文言の修正</p> <p>以下、文言の修正および追加</p>

改正前	改正後	修正理由
<p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 市の役割</p> <p>(1) 指定文化財への対策</p> <p>ア 国及び県指定等文化財</p> <p>市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、<u>(追加)</u> 所有者<u>又は管理責任者</u>に対する指導・助言の仲立ちをする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>4-3</u> (略)</p> <p><u>3-4</u> 市の役割</p> <p>(1) 指定文化財への対策</p> <p>ア 国及び県指定等文化財</p> <p>市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、<u>文化財所有者等又は管理責任者</u>に対する指導・助言の仲立ちをする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	市⇒県の記載順番の変更
<p>第26節 障害物の処理対策</p> <p>地震及び津波により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（市庁舎、警察署、消防本部等）、輸送施設（道路、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、物資輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する<u>緊急交通路</u>を確保し、被災者の保護及び応急対策活動の円滑な実施を可能にするため、次のとおり定める。</p> <p>なお、震災時に確保すべき緊急交通路は、広域的かつ有機的に各拠点施設を接続するとともに輸送における安全性にも配慮する。</p>	<p>第26節 障害物の処理対策</p> <p>地震及び津波により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（市庁舎、警察署、消防本部等）、輸送施設（道路、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、物資輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する<u>輸送路緊急交通路</u>を確保し、被災者の保護及び応急対策活動の円滑な実施を可能にするため、次のとおり定める。</p> <p>なお、震災時に確保すべき緊急交通路は、広域的かつ有機的に各拠点施設を接続するとともに輸送における安全性にも配慮する。</p>	文言の修正
<p>1 各主体の責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路管理者等（国、県、市及び東日本高速道路）の責務</p> <p>ア 道路管理者等は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県に報告するとともに、障害物を除去する。特に、<u>緊急輸送道路ネットワークの指定路線</u>については、最優先に実施するものとする。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>1 各主体の責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 道路管理者等（国、県、市及び東日本高速道路）の責務</p> <p>ア 道路管理者等は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県に報告するとともに、障害物を除去する。特に、<u>道路啓開計画の対象路線（以下「啓開計画路線」という。）緊急輸送道路ネットワークの指定路線</u>については、最優先に実施するものとする。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	県地域防災計画に合わせた修正
<p>2 実施責任者</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市における担当部及び班は、次のとおりとする。</p> <p>(表は次頁に記載)</p>	<p>2 実施責任者</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市における担当部及び班は、次のとおりとする。</p>	

改正前			改正後			修正理由
部	班	担当部内内容	部	班	担当部内内容	県地域防災計画に合わせた修正
市民生活部	環境衛生班	・災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に関する事。	市民生活部	環境衛生班	・災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に関する事。	
総合企画部	人事班	・県及び他市町村等に対する応援要請及び受け入れ調整に関する事。	総合企画部	人事班	・県及び他市町村等に対する応援要請及び受け入れ調整に関する事。	
都市整備部	建設班	・路上障害物等（降積雪を含む。）の排除に関する事。 ・緊急輸送道路の確保及び確保要請に関する事。	都市整備部	建設班	・路上障害物等（降積雪を含む。）の排除に関する事。 ・ <u>啓開封計画路線緊急輸送道路</u> の確保及び確保要請に関する事。	
消防部	総務班	・消防団員出動に関する事。	消防部	総務班	・消防団員出動に関する事。	

3～7 (略)

第27節 行方不明者及び遺体等の搜索・処理・埋葬対策

(略)

1 (略)

2 実施責任者

(1) (略)

(2) 市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担当部内内容
市民生活部	救助班	・死体の埋火葬の許可に関する事。
	環境衛生班	・遺体の収容及び埋火葬に関する事。
消防部	総務班	・消防団員の出動に関する事。
	消防班	・火災・救急・救助活動の実施に関する事。 ・行方不明者の搜索に関する事。 ・防災ヘリコプター <u>追加</u> の運航要請に関する事。

3～7 (略)

第27節 行方不明者及び遺体等の搜索・処理・埋葬対策

(略)

1 (略)

2 実施責任者

(1) (略)

(2) 市における担当部及び班は、次のとおりとする。

部	班	担当部内内容
市民生活部	救助班	・死体の埋火葬の許可に関する事。
	環境衛生班	・遺体の収容及び埋火葬に関する事。
消防部	総務班	・消防団員の出動に関する事。
	消防班	・火災・救急・救助活動の実施に関する事。 ・行方不明者の搜索に関する事。 ・防災ヘリコプター <u>UAV 等</u> の運航要請に関する事。

3～7 (略)

第28節 愛玩動物の保護対策

1～2 (略)

3 県の責務

(1) (略)

(2) 危険動物等による市民の被害がないよう安全のための措置を講ずると

3～7 (略)

第28節 愛玩動物の保護対策

1～2 (略)

3 県の責務

(1) (略)

(2) 動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や新潟県獣医師

県地域防災計画に合わせた修正

文言の追加

防災基本計画に

改正前	改正後	修正理由												
<p><u>ともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。</u></p> <p>(3) <u>動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や新潟県獣医師会、新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>4 市の責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>避難所を設置するに当たり、(追加)動物を同行した避難者を受入れられる施設を設置するなど、市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。</u></p> <p>(3) <u>市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動(追加)支援を行う。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 業務の内容</p> <p>動物同行避難者や被災したペットへの対応</p>	<p>会、新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。<u>危険動物等による市民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。</u></p> <p>(3) <u>危険動物等による市民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や新潟県獣医師会、新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>4 市の責務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>避難所を設置するに当たり、愛玩動物を同行した避難者を適切に受け入れるとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。受入れられる施設を設置するなど、市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。</u></p> <p>(3) <u>市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の把握に努め、県と協同し「動物救済本部」に対し、情報提供及び活動の支援するを行う。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 必要に応じ、被災者支援等の観点から家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 業務の内容</p> <p>動物同行避難者や被災したペットへの対応</p>	<p>あわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p> <p>防災基本計画にあわせた修正</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者 (ペットの飼い主)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する。 ・避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。 </td> <td>市町村</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	被災者 (ペットの飼い主)	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する。 ・避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。 	市町村	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者 (ペットの飼い主)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する。 ・避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。 </td> <td>市町村</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	被災者 (ペットの飼い主)	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する。 ・避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。 	市町村	
実施主体	対 策	協力依頼先												
被災者 (ペットの飼い主)	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する。 ・避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。 	市町村												
実施主体	対 策	協力依頼先												
被災者 (ペットの飼い主)	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する。 ・避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。 	市町村												

改正前			改正後			修正理由
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 避難所でのペットの飼養状況などについて県及び動物救済本部に情報提供する。 避難者に動物飼育関連物資を配布する。 住民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。 仮設住宅の設置にあたり、被災者のペット飼育について配慮する。 	県 動物救済本部	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 避難所でのペットの状況などについて県及び動物救済本部に情報提供する。 避難者に動物飼育関連物資を配布する。 住民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。 仮設住宅の設置にあたり、被災者のペット飼育について配慮する。 	県 動物救済本部	防災基本計画にあわせた修正
県	<p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 動物救済本部と協力し、被災者のペット飼育に関する相談窓口を開設する。 環境省や他の自治体との連絡調整及び支援要請を行う。 	県獣医師会 県動物愛護協会 環境省	県	<p><u>・動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団体等と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。</u></p> <p><u>・危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。</u></p> <p><u>・負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 動物救済本部と協力し、被災者のペット飼育に関する相談窓口を開設する。 環境省や他の自治体との連絡調整及び支援要請を行う。 	県獣医師会 県動物愛護協会 環境省	
新潟県獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 避難所等において、被災動物の健康管理支援を行う。 		新潟県獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 避難所等において、被災動物の健康管理支援を行う。 		
新潟県動物愛護協会	<ul style="list-style-type: none"> 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。 		新潟県動物愛護協会	<ul style="list-style-type: none"> 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。 		

改正前		改正後		修正理由
動物救済本部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災動物支援に関し、募金の受付や調整を行い、動物救済基金を運用する。 ・被災者のニーズに応じてペット飼育関連物資を調達し、市町村の災害対策本部に提供する。 ・県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 ・被災のため、一時的に飼育できなくなった動物や、迷子動物の一時預かりを行う。 ・被災のため、飼い主を失った動物の新たな飼い主さがしを行う。 ・被災動物の健康管理支援を行う。 ・仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 ・ボランティアの受付、調整を行う。 	動物救済本部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災動物支援に関し、募金の受付や調整を行い、動物救済基金を運用する。 ・被災者のニーズに応じてペット飼育関連物資を調達し、市町村の災害対策本部に提供する。 ・県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 ・被災のため、一時的に飼育できなくなった動物や、迷子動物の一時預かりを行う。 ・被災のため、飼い主を失った動物の新たな飼い主さがしを行う。 ・被災動物の健康管理支援を行う。 ・仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 ・ボランティアの受付、調整を行う。 	

第29節 放送施設応急対策

(略)

第30節 電気通信施設応急対策

(略)

1 (略)

2 応急対策

(1) ~ (5) (略)

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、NTT東日本及びNTTドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行い、また、運搬方法については、必要に応じ、県、自衛隊等へヘリコプター (追加) の要請を行い空輸する。

(7) (略)

3~5 (略)

第31節 電力施設等応急対策

(略)

1~2 (略)

第29節 放送施設応急対策

(略)

第30節 電気通信施設応急対策

(略)

1 (略)

2 応急対策

(1) ~ (5) (略)

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、NTT東日本及びNTTドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行い、また、運搬方法については、必要に応じ、県、自衛隊等へヘリコプター、UAV等 の要請を行い空輸する。

(7) (略)

3~5 (略)

第31節 電力施設等応急対策

(略)

1~2 (略)

文言の修正

改正前	改正後	修正理由
<p>3 応急対策</p> <p>(1) 復旧資材の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害対策用の資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター <u>(追加)</u> 等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) ~ (5)</p> <p>4~6 (略)</p> <p>第3 2節 ガス施設応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第3 3節 給水・水道施設応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第3 4節 公共下水道・農業集落排水施設等応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第3 5節 危険物等施設応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第3 6節 鉄道施設応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第3 7節 「公共土木施設等災害応急対策」</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路及び橋りょう施設等応急対策計画</p> <p>(1) 被災状況の把握及び施設点検</p> <p>震度4以上の地震が発生した場合は、主要な橋りょう・トンネル等の構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を行<u>う</u>。</p> <p>また、地すべり監視員等の活用により被害状況の把握の迅速化を図るとともに、協定業者及び道路巡視員等からの道路情報を収集する。</p>	<p>3 応急対策</p> <p>(1) 復旧資材の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害対策用の資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター、<u>UAV</u> 等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) ~ (5)</p> <p>4~6 (略)</p> <p>第3 2節 ガス施設応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第3 3節 給水・水道施設応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第3 4節 公共下水道・農業集落排水施設等応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第3 5節 危険物等施設応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第3 6節 鉄道施設応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第3 7節 「公共土木施設等災害応急対策」</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路及び橋りょう施設等応急対策計画</p> <p>(1) 被災状況の把握及び施設点検</p> <p>震度4以上の地震が発生した場合は、主要な橋りょう・トンネル等の構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を行い、<u>渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策をする。</u></p> <p>また、地すべり監視員等の活用により被害状況の把握の迅速化を図るとともに、協定業者及び道路巡視員等からの道路情報を収集する。</p>	<p>文言の修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>3～7 (略)</p> <p>8 積雪期の対応</p> <p>(1) 被災状況の把握及び施設点検</p> <p>積雪期では雪が障害となり、施設の被害状況が通常の場合と比較して、雪の下や凍結等により、十分な点検が行えないことも想定されるので、事前に調査した危険箇所等を考慮して、効率的に点検を行い、速やかに被災状況を報告する。</p> <p>また、積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握が困難な場合も予想されることから、ヘリコプター <u>(追加)</u> の活用による調査方法等も検討する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第38節 農林水産業等応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第39節 商工業応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第40節 住宅等応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用</p> <p>(1) 都市整備部住宅班長は、被災者への仮住宅として、公営住宅の<u>空き家</u>を提供する。 (行政財産の目的外使用許可手続による。)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第41節 海上における応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 第九管区海上保安本部における応急対策活動</p> <p>第九管区海上保安本部が行う応急対策活動は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報の収集及び伝達・周知 <u>(追加)</u></p>	<p>3～7 (略)</p> <p>8 積雪期の対応</p> <p>(1) 被災状況の把握及び施設点検</p> <p>積雪期では雪が障害となり、施設の被害状況が通常の場合と比較して、雪の下や凍結等により、十分な点検が行えないことも想定されるので、事前に調査した危険箇所等を考慮して、効率的に点検を行い、速やかに被災状況を報告する。</p> <p>また、積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握が困難な場合も予想されることから、ヘリコプター、<u>UAV等</u>の活用による調査方法等も検討する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第38節 農林水産業等応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第39節 商工業応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第40節 住宅等応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 公営住宅、公的宿泊施設等の特例使用</p> <p>(2) 都市整備部住宅班長は、被災者への仮住宅として、公営住宅の<u>空き住宅空き家</u>を提供する。 (行政財産の目的外使用許可手続による。)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第41節 海上における応急対策</p> <p>(略)</p> <p>1 第九管区海上保安本部における応急対策活動</p> <p>第九管区海上保安本部が行う応急対策活動は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報の収集及び伝達・周知 <u>ア 情報の収集</u></p>	<p>文言の修正</p> <p>空き住宅、空き家の区別の手目の修正</p> <p>体裁を整えるための修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(3)～(14) (略)</p> <p>2 関係機関との協力、連携体制 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 消防機関 ア～イ (略)</p> <p>ウ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送、負傷者の救急 <u>(追加)</u> 行う。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(3)～(14) (略)</p> <p>2 関係機関との協力、連携体制 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 消防機関 ア～イ (略)</p> <p>ウ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送、負傷者の救急 <u>処置</u> 行う。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	
第4 2節 ボランティア等受入れ対策	第4 2節 ボランティア等受入れ対策	
<p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市災害ボランティアセンターの設置 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市災害ボランティアセンターの活動 ア ボランティアの要請、受入れ、登録 (ア) (略) (イ) <u>(追加)</u> ニーズを把握し、必要に応じ県災害ボランティア支援センター本部にボランティアの派遣要請を行う。 (ウ) <u>駆けつけた</u>ボランティアの受入れ、登録を行うとともに、担当業務等協力要請を行う。ボランティアの活動に当たっては、保険に加入させるとともに、オリエンテーションなども適宜行う。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市災害ボランティアセンターの設置 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市災害ボランティアセンターの活動 ア ボランティアの要請、受入れ、登録 (ア) (略) (イ) <u>被災地や被災者の</u>ニーズを把握し、必要に応じ県災害ボランティア支援センター本部にボランティアの派遣要請を行う。 (ウ) <u>駆けつけた</u>ボランティアの受入れ、登録を行うとともに、担当業務等協力要請を行う。ボランティアの活動に当たっては、保険に加入させるとともに、オリエンテーションなども適宜行う。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	県地域防災計画に合わせた修正
第4 3節 労務供給対策	第4 3節 労務供給対策	
(略)	(略)	
第4 4節 義援金品の受入れ・配分対策	第4 4節 義援金品の受入れ・配分対策	
(略)	(略)	
第4 5節 災害救助法による救助対策	第4 5節 災害救助法による救助対策	

改正前	改正後	修正理由
(略)	(略)	

第1編（地震災害対策編）第4章 復旧・復興計画

改正前	改正後	修正理由										
<p>第1節 民生安定化計画 (略)</p> <p>1 被災者のための相談、支援 市及び県、国は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>(追加)</u>見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 被災者等の生活再建等の支援 ア～エ (略) <u>(追加)</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 その他公共料金の特例措置 (1) 郵政業務 ア 被災者に対する通常葉書・郵便書留の無償交付 支店長が決定する。 イ 被災者の差し出す郵便物の料金免除 日本郵便㈱信越支社長が決定する。 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (ア) 日本郵便㈱信越支社長が決定する。 (イ) 地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は<u>共同募金連合会</u>にてた小包又は現金書留に限る。 (ウ) 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。 (2)～(4) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第2節 貸付・融資その他資金等による支援計画 (略)</p> <p>1 支給・貸付・融資その他資金等の概要</p>	<p>第1節 民生安定化計画 (略)</p> <p>1 被災者のための相談、支援 市及び県、国は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 被災者等の生活再建等の支援 ア～エ (略) <u>才 国〔総務省〕は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 その他公共料金の特例措置 (1) 郵政業務 ア 被災者に対する通常葉書・郵便書留の無償交付 支店長が決定する。 イ 被災者の差し出す郵便物の料金免除 日本郵便㈱信越支社長が決定する。 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (ア) 日本郵便㈱信越支社長が決定する。 (イ) 地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は<u>中央共同募金会共同募金連合会</u>にてた小包又は現金書留に限る。 (ウ) 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。 (2)～(4) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第2節 貸付・融資その他資金等による支援計画 (略)</p> <p>1 支給・貸付・融資その他資金等の概要</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p>										
<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>資 金 名 等</td> <td>主な対象者</td> <td>窓 口</td> <td>担当課</td> </tr> </table>	区分	資 金 名 等	主な対象者	窓 口	担当課	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>資 金 名 等</td> <td>主な対象者</td> <td>窓 口</td> <td>担当課</td> </tr> </table>	区分	資 金 名 等	主な対象者	窓 口	担当課	
区分	資 金 名 等	主な対象者	窓 口	担当課								
区分	資 金 名 等	主な対象者	窓 口	担当課								

改正前					改正後					修正理由
支 給	1 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市	危機管理部 防災・原子力課		1 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市	危機管理部 防災・原子力課	
	2 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市	危機管理部 防災・原子力課		2 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市	危機管理部 防災・原子力課	
	3 被災者生活再建支援金	災害により住宅が全壊又は大規模半壊、中規模半壊世帯	(公財) 都道府県センター	危機管理部 防災・原子力課 市民生活部 市民活動支援課		3 被災者生活再建支援金	災害により住宅が全壊又は大規模半壊、中規模半壊世帯	(公財) 都道府県センター	危機管理部 防災・原子力課 市民生活部 市民活動支援課	
	4 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市	危機管理部 防災・原子力課		4 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市	危機管理部 防災・原子力課	
	5 生活福祉資金 ア 福祉費（災害臨時経費） イ 福祉費（住宅改修等経費）	低所得世帯等	市 (民生委員・児童委員)	福祉保健部 福祉課		5 生活福祉資金 ア 福祉費（災害臨時経費） イ 福祉費（住宅改修等経費）	低所得世帯等	市 (民生委員・児童委員)	福祉保健部 福祉課	
	6 母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	新潟県地域振興局健康福祉（環境）部	福祉保健部 福祉課		6 母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	新潟県地域振興局健康福祉（環境）部	福祉保健部 福祉課	
貸 付										

改正前				改正後				修正理由			
7 住宅金融支援 機構資金 (災害復興住 宅)	住宅金融支援機構が指定 した災害で被害を受けた 住宅の所有者等	住宅金融支 援機構受託 金融機関	都市整備 部 建築住宅 課	7 住宅金融支援 機構資金 (災害復興住 宅)	住宅金融支援機構が指定 した災害で被害を受けた 住宅の所有者等	住宅金融支 援機構受託 金融機関	都市整備 部 建築住宅 課	機構改正による 修正			
	8 災害復興住宅 資金貸付金利子 補給金交付要綱	住宅金融支援機構又は金 融機関の災害復興住宅資 金の借入者		8 災害復興住宅 資金貸付金利子 補給金交付要綱	住宅金融支援機構又は金 融機関の災害復興住宅資 金の借入者	市					
	9 天災融資制度	被害農林漁業者で市町村 長の認定を受けた者		9 天災融資制度	被害農林漁業者で市町村 長の認定を受けた者	農協、森林 組合、漁 協、銀行					
	10 日本政策金融 公庫資金	被害農林漁業者		10 日本政策金融 公庫資金	被害農林漁業者	日本政策金 融公庫受託 金融機関					
	11 中小企業融資	中小企業及びその組合		11 中小企業融資	中小企業及びその組合	市 金融機関 県信用保証 協会					
						産業振興 部 農林水產 課 <u>農政課</u>					
2~3 (略)				2~3 (略)				文章の体裁を整 えるための修正			
第3節 公共施設等災害復旧計画 (略)				第3節 公共施設等災害復旧計画 (略)							
1~6 (略)				1~6 (略)				文章の体裁を整 えるための修正			
7 災害復旧事業に関する助成及び財政支援 (1) ~ (2) (略)				7 災害復旧事業に関する助成及び財政支援 (1) ~ (2) (略)							
<u>地方財政措置制度の概要</u> 以下 (略)				<u>8 地方財政措置制度の概要</u> 以下 (略)							
第4節 災害復興計画 (略)				第4節 災害復興計画 (略)							

第2編（津波災害対策編）第1章 総則

改正前	改正後	修正理由
<p>第1節 計画の趣旨等 (略)</p> <p>第2節 市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 基本理念 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 相互協力体制の推進 災害により、市単独では対応が困難となることが予想されることから、国、県及び関係機関との協力連携体制の充実を図るとともに、近隣市町村、県外市町村と災害時相互応援協定を締結し、広域的な対策が可能となるよう体制の整備を推進するものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>(9) 感染症対策の推進 <u>令和2（2020）年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u></p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 各機関等の責務 市、県並びに市の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 (以下「防災関係機関」という。) は、所管事項について</p>	<p>第1節 計画の趣旨等 (略)</p> <p>第2節 市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 基本理念 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 相互協力体制の推進 災害により、市単独では対応が困難となることが予想されることから、国、県及び関係機関との協力連携体制の充実を図るとともに、近隣市町村、県外市町村と災害時相互応援協定を締結し、広域的な対策が可能となるよう体制の整備を推進するものとする。<u>また、県、市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u></p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>(9) 感染症対策の推進 <u>令和2（2020）年における新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、指定感染症及び新感染症に対し、の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u></p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 各機関等の責務 市、県並びに市の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 (以下「防災関係機関」という。) は、所管事項について</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>語句修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>て、おおむね次の事務又は業務を行うものとし、相互に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(1) 市</p> <p>市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、津波災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産の保護<u>及び</u>被災者の救済・支援等の応急対策全般を迅速かつ的確に実施するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得ながら津波防災活動を実施する。<u>(追加)</u></p> <p>また、消防機関など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、退避ルールの確立と津波災害時の消防団活動等を明確化させ、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に関する行動ルールを定める。</p> <p>災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</p> <p>男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>なお、本計画において消防本部とは消防本部及び署を表し、消防機関とは、消防本部、署及び消防団を表す。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>て、おおむね次の事務又は業務を行うものとし、相互に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(1) 市</p> <p>市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、津波災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産の保護<u>及び</u>被災者の救済・支援等の応急対策全般を迅速かつ的確に実施するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得ながら津波防災活動を実施する。<u>なお、その実施に当たっては地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等にあわせて努めることとする。</u></p> <p>また、消防機関など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、退避ルールの確立と津波災害時の消防団活動等を明確化させ、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に関する行動ルールを定める。</p> <p>災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</p> <p>男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>なお、本計画において消防本部とは消防本部及び署を表し、消防機関とは、消防本部、署及び消防団を表す。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>4 (略)</p>	県地域防災計画にあわせた修正
<p>第3節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 津波浸水想定の設定</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 津波浸水想定の公表に当たっては、県の広報、印刷物の配布、インターネット等により十分な周知が図られるよう努める<u>ものとする。</u></p>	<p>第3節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 津波浸水想定の設定</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 津波浸水想定の公表に当たっては、県の広報、印刷物の配布、インターネット等により十分な周知が図られるよう努める<u>とともに、設定の背景や解釈等、住民が内容を十分に理解したうえで、正しい防災行動に結びつく</u></p>	県地域防災計画に合わ

改正前	改正後	修正理由
<p>4～5（略）</p> <p>第4節 津波浸水想定</p> <p>（略）</p> <p>第5節 地形特性に応じた対策の方向性</p> <p>1 対策の方向性</p> <p>（1）新潟県の地形特性及び地域の類型化の必要性 新潟県の海岸の総延長は<u>635.0</u>kmであり、次のような地形特性を有する。 ア～オ（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）地域特性に応じた対策の方向性 ア 海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）における対策の方向性</p> <p>（ア）想定される事態</p> <p>　a 被害</p> <p>　　(a) 海沿い地域では、集落等が海岸線沿いに集中し、地震発生後すぐに津波が到達し、大きな被害を受ける。</p> <p>　　(b) 川沿い地域では、地震の揺れによって堤防等が沈下し、津波の到達前でも浸水が発生し、続いて、河川を遡上してきた津波の影響により堤防が破壊され、被害が更に拡大する。</p> <p>　　(c) 地震・津波等の被災による道路の損壊が発生する。</p> <p>　　(d) 避難場所等の孤立することが予想される。</p> <p>　b 避難情報伝達 　　防災行政無線（戸別受信機を含む）の機能喪失によって、津波警報等の情報の伝達が遅れる。</p> <p>　c 避難行動</p> <p>　　(a) 津波の直撃を受けることが想定され、一刻も早く高台等へ避難が必要となるが、避難の遅れが想定される。</p> <p>　　(b) 走行中の自動車内においては情報の伝達が困難</p>	<p>よう、防災情報を正しく伝達できるリーダーを育成するなど、県、市で連携して、情報の適切な理解促進に取り組む。ものとする。</p> <p>4～5（略）</p> <p>第4節 津波浸水想定</p> <p>（略）</p> <p>第5節 地形特性に応じた対策の方向性</p> <p>1 対策の方向性</p> <p>（1）新潟県の地形特性及び地域の類型化の必要性 新潟県の海岸の総延長は<u>634.9-635.0</u>kmであり、次のような地形特性を有する。 ア～オ（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）地域特性に応じた対策の方向性 ア 海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）における対策の方向性</p> <p>（ア）想定される事態</p> <p>　a 被害</p> <p>　　(a) 海沿い地域では、集落等が海岸線沿いに集中し、地震発生後すぐに津波が到達し、大きな被害を受ける。</p> <p>　　(b) 川沿い地域では、地震の揺れによって堤防等が沈下し、津波の到達前でも浸水が発生し、続いて、河川を遡上してきた津波の影響により堤防が破壊され、被害が更に拡大する。</p> <p>　　(c) 地震・津波等の被災による道路の損壊が発生する。</p> <p>　　(d) 避難場所等の孤立することが予想される。</p> <p>　b 避難情報伝達 　　防災行政無線（戸別受信機を含む）の機能喪失によって、津波警報等の情報の伝達が遅れる。</p> <p>　c 避難行動</p> <p>　　(a) 津波の直撃を受けることが想定され、一刻も早く高台等へ避難が必要となるが、避難の遅れが想定される。</p> <p>　　(b) 走行中の自動車内においては情報の伝達が困難</p>	<p>せた修正</p> <p>時点修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>であり、逃げ遅れが発生する危険性がある。</p> <p>(c) 海水浴客などの地域になじみのない観光客の滞在が予想され、津波災害への知識不足から避難の遅れが想定される。</p> <p>(イ) 対策</p> <ul style="list-style-type: none"> a 避難情報伝達 <ul style="list-style-type: none"> (a) 情報の発信者から受信者までの一連の情報伝達体制の強化 (b) 多様な情報伝達体制の整備 b 二次災害の防止 <ul style="list-style-type: none"> (a) 孤立した避難場所への対応 (b) 津波により浸水するおそれがある避難場所の耐浪化の検討 c 避難行動 <ul style="list-style-type: none"> (a) 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について <u>(追加)</u> 市民等に対する十分な周知及び避難等に関する意識啓発 (b) 避難場所、避難所の選定・見直しの実施、整備の検討 (c) 避難経路の検討 (d) 高台への避難路の整備の検討 (e) 避難路の誘導案内方法の検討 (f) 具体的な避難路と避難先を想定した実践的な訓練 (g) 要配慮者の避難支援対策の検討 (h) <u>(追加)</u> 避難手段の検討 <p>イ 河川遡上地域（早期避難地域）における対策の方向性</p> <p>(ア) 想定される事態</p> <ul style="list-style-type: none"> a 被害 <ul style="list-style-type: none"> (a) 堤防道路や橋りょうは、被害の発生が予想されるので避難路としては使えない。 (b) 河川に近い地域については甚大な被害が予想される。 (c) 河川管理施設が被災する。 b 避難情報伝達 <p>市街地から離れた河川の上流部においては、避難</p> 	<p>であり、逃げ遅れが発生する危険性がある。</p> <p>(c) 海水浴客などの地域になじみのない観光客の滞在が予想され、津波災害への知識不足から避難の遅れが想定される。</p> <p>(イ) 対策</p> <ul style="list-style-type: none"> a 避難情報伝達 <ul style="list-style-type: none"> (a) 情報の発信者から受信者までの一連の情報伝達体制の強化 (b) 多様な情報伝達体制の整備 b 二次災害の防止 <ul style="list-style-type: none"> (a) 孤立した避難場所への対応 (b) 津波により浸水するおそれがある避難場所の耐浪化の検討 c 避難行動 <ul style="list-style-type: none"> (a) 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について <u>企業や大学、N P O 等の関係団体と連携した</u> 市民等に対する十分な周知及び避難等に関する意識啓発 (b) 避難場所、避難所の選定・見直しの実施、整備の検討 (c) 避難経路の検討 (d) 高台への避難路の整備の検討 (e) 避難路の誘導案内方法の検討 (f) 具体的な避難路と避難先を想定した実践的な訓練 (g) 要配慮者の避難支援対策の検討 (h) <u>歩避難を原則としつつ、地域や状況に応じて車利用も含めた</u> 避難手段の検討 <p>イ 河川遡上地域（早期避難地域）における対策の方向性</p> <p>(ア) 想定される事態</p> <ul style="list-style-type: none"> a 被害 <ul style="list-style-type: none"> (a) 堤防道路や橋りょうは、被害の発生が予想されるので避難路としては使えない。 (b) 河川に近い地域については甚大な被害が予想される。 (c) 河川管理施設が被災する。 b 避難情報伝達 <p>市街地から離れた河川の上流部においては、避難</p> 	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p> <p>県地域防災計画に合わせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>情報の伝達が遅れる可能性が高い。</p> <p>c 避難行動 津波警報や避難情報を受け取っても、避難行動に結びつかない場合が想定される。</p> <p>(イ) 対策</p> <p>a 河川管理施設等の対応 (a) 河川管理施設等の水門・樋門等を閉める／閉めない、誰が閉める／閉めないなどのルール化 (b) 河川週上の浸水域、浸水深を地域で確認する手段の検討</p> <p>b 避難情報伝達 堤防道路、橋りょうなどの車や人の往来がある場所等における情報伝達手段の検討</p> <p>c 避難行動 (a) 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について <u>(追加)</u> 市民等に対する十分な周知及び避難等に関する意識啓発 (b) 避難場所、避難所の選定・見直しの実施、整備の検討 (c) 避難経路の検討（河川周辺を避け、場合によっては通常の避難経路とは異なる避難経路の検討） (d) 避難に際して、河川沿いを避けた避難となるため、避難経路を誘導案内する仕組みの検討 (e) 具体的な避難路と避難先を想定した実践的な訓練 (f) 要配慮者の避難支援対策の検討 (g) <u>(追加)</u> 避難手段の検討</p> <p>ウ 低平地浸水地域（長期湛水地域）における対策の方向性</p> <p>(ア) 想定される事態</p> <p>a 被害 (a) 海岸部では、津波の直撃を受ける一方で、内陸部の低平地や地盤が沈降した地域では浸水した水の排水対策を行わなければ、長期間湛水が継続する。 (b) 地震動等より堤防が沈下・破壊した場合、一定</p>	<p>情報の伝達が遅れる可能性が高い。</p> <p>c 避難行動 津波警報や避難情報を受け取っても、避難行動に結びつかない場合が想定される。</p> <p>(イ) 対策</p> <p>a 河川管理施設等の対応 (a) 河川管理施設等の水門・樋門等を閉める／閉めない、誰が閉める／閉めないなどのルール化 (b) 河川週上の浸水域、浸水深を地域で確認する手段の検討</p> <p>b 避難情報伝達 堤防道路、橋りょうなどの車や人の往来がある場所等における情報伝達手段の検討</p> <p>c 避難行動 (a) 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について <u>企業や大学、N P O等の関係団体と連携した</u> 市民等に対する十分な周知及び避難等に関する意識啓発 (b) 避難場所、避難所の選定・見直しの実施、整備の検討 (c) 避難経路の検討（河川周辺を避け、場合によっては通常の避難経路とは異なる避難経路の検討） (d) 避難に際して、河川沿いを避けた避難となるため、避難経路を誘導案内する仕組みの検討 (e) 具体的な避難路と避難先を想定した実践的な訓練 (f) 要配慮者の避難支援対策の検討 (g) <u>歩避難を原則としつつ、地域や状況に応じて車利用も含めた</u> 避難手段の検討</p> <p>ウ 低平地浸水地域（長期湛水地域）における対策の方向性</p> <p>(ア) 想定される事態</p> <p>a 被害 (a) 海岸部では、津波の直撃を受ける一方で、内陸部の低平地や地盤が沈降した地域では浸水した水の排水対策を行わなければ、長期間湛水が継続する。 (b) 地震動等より堤防が沈下・破壊した場合、一定</p>	<p>県地域防災計画にあわせた修正</p> <p>県地域防災計画にあわせた修正</p>

改正前	改正後	修正理由
<p>の時間が経過後、一挙に浸水深が増すことが考えられ、浸水の危険に対する認知度が低いと思わぬ被害を引き起こすおそれがある。</p> <p>(c) 浸水範囲が内陸奥部も含め広範囲になり、有効な排水対策が行われない場合は、湛水状態が長期になることが想定され、避難生活が長引く。</p> <p>(d) 避難が遅れると、広範囲に浸水するため避難が困難となり、多くの箇所が孤立する。</p> <p>(e) 物資の配給や救助に陸路だけでの手段の検討が必要となる。</p> <p>(f) 湛水しているために、復旧に遅れが生じ、停電期間や情報機器の使用不能期間が長くなることが予想される。</p> <p>(g) 防災拠点（行政機関、消防・警察、医療・保健・福祉施設等）や生活拠点（物流拠点、流通拠点）が被災する。</p> <p>(h) 浸水の広がりによっては、避難者数が膨大になる。</p> <p>b 避難情報伝達 津波により浸水するおそれがあるという情報の伝達が遅れる可能性がある。</p> <p>c 避難行動 津波警報や避難情報を受け取っても、避難行動に結びつかない場合が想定される。</p> <p>(イ) 対策</p> <p>a 排水対策</p> <p>(a) 迅速な緊急排水体制の構築</p> <p>(b) 排水ポンプ車の配置計画を事前検討</p> <p>(c) 堤防をはじめとした河川管理施設や排水機場等の耐震化・耐浪化の促進</p> <p>(d) 津波による排水機能の低下の防止</p> <p>b 拠点の被害対策 ボートなど水上での支援ツールの確保</p> <p>c 避難情報伝達</p> <p>(a) 確実に避難してもらうための避難情報等の伝達内容・方法の検討</p> <p>(b) 避難し遅れがないよう、避難場所や津波避難ビル、浸水する可能性の低い場所を知らせる仕組みの</p>	<p>の時間が経過後、一挙に浸水深が増すことが考えられ、浸水の危険に対する認知度が低いと思わぬ被害を引き起こすおそれがある。</p> <p>(c) 浸水範囲が内陸奥部も含め広範囲になり、有効な排水対策が行われない場合は、湛水状態が長期になることが想定され、避難生活が長引く。</p> <p>(d) 避難が遅れると、広範囲に浸水するため避難が困難となり、多くの箇所が孤立する。</p> <p>(e) 物資の配給や救助に陸路だけでの手段の検討が必要となる。</p> <p>(f) 湛水しているために、復旧に遅れが生じ、停電期間や情報機器の使用不能期間が長くなることが予想される。</p> <p>(g) 防災拠点（行政機関、消防・警察、医療・保健・福祉施設等）や生活拠点（物流拠点、流通拠点）が被災する。</p> <p>(h) 浸水の広がりによっては、避難者数が膨大になる。</p> <p>b 避難情報伝達 津波により浸水するおそれがあるという情報の伝達が遅れる可能性がある。</p> <p>c 避難行動 津波警報や避難情報を受け取っても、避難行動に結びつかない場合が想定される。</p> <p>(イ) 対策</p> <p>a 排水対策</p> <p>(a) 迅速な緊急排水体制の構築</p> <p>(b) 排水ポンプ車の配置計画を事前検討</p> <p>(c) 堤防をはじめとした河川管理施設や排水機場等の耐震化・耐浪化の促進</p> <p>(d) 津波による排水機能の低下の防止</p> <p>b 拠点の被害対策 ボートなど水上での支援ツールの確保</p> <p>c 避難情報伝達</p> <p>(a) 確実に避難してもらうための避難情報等の伝達内容・方法の検討</p> <p>(b) 避難し遅れがないよう、避難場所や津波避難ビル、浸水する可能性の低い場所を知らせる仕組みの</p>	

改正前	改正後	修正理由
<p>検討</p> <p>d 避難行動</p> <p>(a) 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について <u>(追加)</u> 市民等に対する十分な周知及び避難等に関する意識啓発</p> <p>(b) 避難場所、避難所の選定・見直しの実施、整備の検討</p> <p>(c) <u>(追加)</u> 避難手段の検討</p> <p>エ (略)</p>	<p>検討</p> <p>d 避難行動</p> <p>(a) 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について、<u>企業や大学、N P O等の関係団体と連携した</u>市民等に対する十分な周知及び避難等に関する意識啓発</p> <p>(b) 避難場所、避難所の選定・見直しの実施、整備の検討</p> <p>(c) <u>徒步避難を原則としつつ、地域や状況に応じて車利用も含めた</u>避難手段の検討</p> <p>エ (略)</p>	県地域防災計画に合わせた修正
第 6 節 複合災害時の対策	第 6 節 複合災害時の対策	県地域防災計画に合わせた修正
(略)	(略)	
第 7 節 地震被害の想定	第 7 節 地震被害の想定	
(略)	(略)	
第 8 節 緊急地震速報と地震情報	第 8 節 緊急地震速報と地震情報	
(略)	(略)	

第2編（津波災害対策編）第2章 災害予防計画

改正前	改正後	修正理由
第1節 防災教育計画 (略)	第1節 防災教育計画 (略)	
第2節 防災訓練計画 (略)	第2節 防災訓練計画 (略)	
第3節 自主防災組織育成計画 1 (略) 2 各実施主体の取組 (1) 市民 市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、 <u>(追加)</u> 町内会活動等を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、 <u>(追加)</u> 防災知識及び技術の習得に努める。 (2) (略) (3) 県 <u>(追加)</u> 県は、市が実施する自主防災組織及び防災リーダーの育成に積極的に協力し、市が行う防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催に対して助成を行うほか、県の広報誌等による普及啓発や講演会の開催などにより、自主防災組織の <u>育成の推進に取り組むものとする。</u> <u>(追加)</u> 3 (略)	第3節 自主防災組織育成計画 1 (略) 2 各実施主体の取組 (1) 市民 市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、 <u>住民一人一人が防災の主体となり、</u> 町内会活動等を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、 <u>地域ごとの避難先を自主防災組織等が事前に把握できる体制を整備する等、</u> 防災知識及び技術の習得に努める。 (2) (略) (3) 県 ア 自主防災組織の組織化と活動の活性化 県は、市が実施する自主防災組織及び防災リーダーの育成に積極的に協力し、市が行う防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催に対して助成を行うほか、県の広報誌等による普及啓発や講演会の開催などにより、自主防災組織の組織化と活動の活性化を進め <u>育成の推進に取り組むものとする。</u> イ 防災リーダーの育成 <u>学校やN P O等と連携し、各地域で防災情報を正しく伝達できるリーダーを育成する。特に女性が防災分野で活躍できる機会を増やし、若者や子どもが防災について学べる機会を作ることに重点を置き、また、育成した女性防災リーダーが活躍できる場を提供することを支援する。</u> 3 (略)	県地域防災計画に合わせた修正 (文言修正) 文言の修正 県地域防災計画に合わせた修正

改正前	改正後	修正理由
第4節 防災都市計画 1～2 (略) 3 市及び県の役割 (1) 津波に強いまちの形成 ア 市及び県は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、 <u>地域の実情を踏まえつつ</u> 、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。 イ～ウ (略) エ <u>市及び県は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。</u> オ～コ (略) <u>(追加)</u> (2)～(5) (略) 4～5 (略)	第4節 防災都市計画 1～2 (略) 3 市及び県の役割 (1) 津波に強いまちの形成 ア 市及び県は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、 <u>地域の実情を踏まえつつ</u> 、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。 イ～ウ (略) エ <u>県は津波浸水想定を設定し、津波災害警戒区域の指定を行い、市はそれらを踏まえ、地域防災計画に必要事項を規定するとともに、県と協力し市及び県は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。</u> オ～コ (略) <u>サ 県は、施設の点検及び被害の状況の把握において、ヘリや UAV 等も活用し、迅速な調査ができるよう</u> <u>に、関係機関と協議する。</u> (2)～(5) (略) 4～5 (略)	県地域防災計画に合わせた修正
第5節 集落孤立対策計画 (略)	第5節 集落孤立対策計画 (略)	県地域防災計画に合わせた修正
第6節 建築物等災害予防計画 (略)	第6節 建築物等災害予防計画 (略)	県地域防災計画に合わせた修正
第7節 公共土木施設等災害予防計画 (略)	第7節 公共土木施設等災害予防計画 (略)	
第8節 鉄道施設災害予防計画 (略)	第8節 鉄道施設災害予防計画 (略)	
第9節 防災通信施設災害予防計画 (略)	第9節 防災通信施設災害予防計画 (略)	

改正前	改正後	修正理由
第10節 電気通信施設災害予防計画 (略)	第10節 電気通信施設災害予防計画 (略)	
第11節 電力施設等災害予防計画 (略)	第11節 電力施設等災害予防計画 (略)	
第12節 ガス施設災害予防計画 (略)	第12節 ガス施設災害予防計画 (略)	
第13節 上水道施設災害予防計画 (略)	第13節 上水道施設災害予防計画 (略)	
第14節 公共下水道・農業集落排水施設等災害予防計画 (略)	第14節 公共下水道・農業集落排水施設等災害予防計画 (略)	
第15節 危険物施設等災害予防計画 (略)	第15節 危険物施設等災害予防計画 (略)	
第16節 火災予防計画 (略)	第16節 火災予防計画 (略)	
第17節 水防管理団体体制整備計画 (略)	第17節 水防管理団体体制整備計画 (略)	
第18節 廃棄物処理体制整備計画 (略)	第18節 廃棄物処理体制整備計画 (略)	
第19節 救急・救助活動体制整備計画 (略)	第19節 救急・救助活動体制整備計画 (略)	
第20節 医療救護体制整備計画 (略)	第20節 医療救護体制整備計画 (略)	
第21節 避難体制整備計画 1 (略)	第21節 避難体制整備計画 1 (略)	

改正前	改正後	修正理由
2 市民の役割 (1) 市民・事業所等に求められる役割 ア 市民・事業者所の役割 自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平時から努めるものとする。 (ア)～(キ) (ク) <u>徒步による避難が原則であることを理解しておくこと</u> イ (略) 3 (略)	2 市民の役割 (1) 市民・事業所等に求められる役割 ア 市民・事業者所の役割 自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平時から努めるものとする。 (ア)～(キ) (ク) <u>避難にあたっては、徒步によることを原則にしつつ、状況に応じて車避難を選択できるよう、最適且つ安全な避難方法を地域ごとに徒步による避難が原則であることを理解しておくこと</u> イ (略) 3 (略)	県地域防災計画に合わせた修正
第22節 文教施設等災害予防計画 (略)	第22節 文教施設等災害予防計画 (略)	
第23節 文化財災害予防計画 (略)	第23節 文化財災害予防計画 (略)	
第24節 要配慮者の安全確保計画 (略)	第24節 要配慮者の安全確保計画 (略)	
第25節 食料・生活必需品等の確保計画 (略)	第25節 食料・生活必需品等の確保計画 (略)	
第26節 ボランティア活動計画 (略)	第26節 ボランティア活動計画 (略)	
第27節 事業所等の事業継続 (略)	第27節 事業所等の事業継続 (略)	
第28節 行政機関等の業務継続 (略)	第28節 行政機関等の業務継続 (略)	

第2編（津波災害対策編）第3章 災害応急対策

改正前	改正後	修正理由
第1節 災害対策本部の組織・運営対策 (略)	第1節 災害対策本部の組織・運営対策 (略)	
第2節 職員の配備・招集対策 (略)	第2節 職員の配備・招集対策 (略)	
第3節 防災関係機関の相互協力体制 (略)	第3節 防災関係機関の相互協力体制 (略)	
第4節 防災通信施設応急対策 (略)	第4節 防災通信施設応急対策 (略)	
第5節 被災状況等収集伝達対策 (略)	第5節 被災状況等収集伝達対策 (略)	
第6節 広報対策 (略)	第6節 広報対策 (略)	
第7節 津波避難対策 1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 迅速な避難 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。また、津波警報が発表されたときも、同様とする。 避難に当たっては、徒歩によることを原則とする。 自ら率先した避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難する。その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努める。	第7節 津波避難対策 1 計画の方針 (1) 基本方針 ア 迅速な避難 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。また、津波警報が発表されたときも、同様とする。 避難に当たっては、徒歩によることを原則にしつつ、状況に応じて車避難を選択できるよう、最適且つ安全な避難方法を地域ごとに検討していく。とする。 自ら率先した避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難する。その	県地域防災計画に合わせた修正

改正前	改正後	修正理由
<p>イ 津波に対する理解</p> <p>津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては1日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報等が解除されるまでは避難を継続する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、避難場所・避難所の孤立やそれら自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があることを理解する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 大津波警報・津波警報・津波注意報等の伝達</p> <p>(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、</p>	<p>際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努める。</p> <p>イ 津波に対する理解</p> <p>津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては1日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報等が解除されるまでは避難を継続する。</p> <p><u>また、日本海側で発生する津波は、地震の規模に比べて波が高く、震源から沿岸までの距離が近いため、到達までの時間が短いという特徴があることや、波が大陸に跳ね返り、何度も押し寄せることにより、長時間警戒を続けなければならない可能性があることに留意する。</u></p> <p>また、地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、避難場所・避難所の孤立やそれら自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があることを理解する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 大津波警報・津波警報・津波注意報等の伝達</p> <p>(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、<u>住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう</u>、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想さ</p>	<p>県地域防災計画に合わせた修正</p>
		防災基本計画にあわせ

改正前	改正後	修正理由
<p><u>(追加)</u> 最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。<u>(追加)</u> 予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>第8節 避難所運営対策 (略)</p> <p>第9節 避難所外避難者の支援対策 (略)</p> <p>第10節 救急・救助活動対策 (略)</p> <p>第11節 自衛隊の災害派遣対策 (略)</p> <p>第12節 輸送対策 (略)</p> <p>第13節 交通規制及び警備・保安対策 (略)</p> <p>第14節 火災対策 (略)</p> <p>第15節 水防活動計画 (略)</p> <p>第16節 医療救護活動対策</p>	<p>れる津波の高さを「巨大」や「高い」といった、災害を具体にイメージできる表現いう言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。また、避難の継続や応急活動を支援するため、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることに加えて、津波の今後の見通し等についても伝達・解説する。なお、予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>第8節 避難所運営対策 (略)</p> <p>第9節 避難所外避難者の支援対策 (略)</p> <p>第10節 救急・救助活動対策 (略)</p> <p>第11節 自衛隊の災害派遣対策 (略)</p> <p>第12節 輸送対策 (略)</p> <p>第13節 交通規制及び警備・保安対策 (略)</p> <p>第14節 火災対策 (略)</p> <p>第15節 水防活動計画 (略)</p> <p>第16節 医療救護活動対策</p>	た修正

改正前	改正後	修正理由
(略)	(略)	
第17節 防疫保健衛生対策及びこころのケア対策	第17節 防疫保健衛生対策及びこころのケア対策	
(略)	(略)	
第18節 廃棄物の処理対策	第18節 廃棄物の処理対策	
(略)	(略)	
第19節 トイレ対策	第19節 トイレ対策	
(略)	(略)	
第20節 入浴対策	第20節 入浴対策	
(略)	(略)	
第21節 食料品・生活必需品等の供給対策	第21節 食料品・生活必需品等の供給対策	
(略)	(略)	
第22節 要配慮者の応急対策	第22節 要配慮者の応急対策	
(略)	(略)	
第23節 建物の応急危険度判定対策	第23節 建物の応急危険度判定対策	
(略)	(略)	
第24節 宅地等の応急危険度判定対策	第24節 宅地等の応急危険度判定対策	
(略)	(略)	
第25節 文教施設等災害応急対策	第25節 文教施設等災害応急対策	
(略)	(略)	
第26節 文化財施設災害応急対策	第26節 文化財施設災害応急対策	
(略)	(略)	
第27節 障害物の処理対策	第27節 障害物の処理対策	
(略)	(略)	
第28節 行方不明者及び遺体等の搜索・処理・埋葬対策	第28節 行方不明者及び遺体等の搜索・処理・埋葬対策	

改正前	改正後	修正理由
(略)	(略)	
第29節 愛玩動物の保護対策	第29節 愛玩動物の保護対策	
(略)	(略)	
第30節 放送施設の応急対策	第30節 放送施設の応急対策	
(略)	(略)	
第31節 電気通信施設応急対策	第31節 電気通信施設応急対策	
(略)	(略)	
第32節 電力施設等応急対策	第32節 電力施設等応急対策	
(略)	(略)	
第33節 ガス施設応急対策	第33節 ガス施設応急対策	
(略)	(略)	
第34節 給水・水道施設応急対策	第34節 給水・水道施設応急対策	
(略)	(略)	
第35節 公共下水道・農業集落排水施設等応急対策	第35節 公共下水道・農業集落排水施設等応急対策	
(略)	(略)	
第36節 危険物施設等応急対策	第36節 危険物施設等応急対策	
(略)	(略)	
第37節 鉄道施設応急対策	第37節 鉄道施設応急対策	
(略)	(略)	
第38節 公共土木施設等災害応急対策	第38節 公共土木施設等災害応急対策	
(略)	(略)	
第39節 農林水産業等応急対策	第39節 農林水産業等応急対策	
(略)	(略)	
第40節 商工業応急対策	第40節 商工業応急対策	

改正前	改正後	修正理由
(略)	(略)	
第41節 住宅等応急対策	第41節 住宅等応急対策	
(略)	(略)	
第42節 海上における応急対策	第42節 海上における応急対策	
(略)	(略)	
第43節 ボランティア等受入れ対策	第43節 ボランティア等受入れ対策	
(略)	(略)	
第44節 労務供給対策	第44節 労務供給対策	
(略)	(略)	
第45節 義援金品の受入れ・配分対策	第45節 義援金品の受入れ・配分対策	
(略)	(略)	
第46節 災害救助法による救助対策	第46節 災害救助法による救助対策	
(略)	(略)	

第2編（津波災害対策編）第4章 復旧・復興計画

改正前	改正後	修正理由
第1節 民生安定化計画 (略)	第1節 民生安定化計画 (略)	
第2節 貸付・融資その他資金等による支援計画 (略)	第2節 貸付・融資その他資金等による支援計画 (略)	
第3節 公共施設等災害復旧計画 (略)	第3節 公共施設等災害復旧計画 (略)	